

都市整備部理事	中	裕	晃
建設課長	石	田	勝 則
教育部長	田	中	茂 博
学校給食センター所長	高	橋	一 馬
〃 主幹	松	田	和 男
上下水道部長	吉	川	正 隆
下水道課長	青	木	若 次
〃 主幹	西	川	良 嗣
水道課長	川	松	照 武
〃 補佐	福	森	伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田	馨
書記	西	川	雅 大
〃	新	澤	明 子
〃	山	岡	晋
〃	谷	口	亜 耶

7. 付 議 事 件

- 議第13号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第18号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第14号 平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第17号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第16号 平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第15号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時29分

朝岡委員長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。内野議員でございます。

それでは、一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴を認めることといたします。

それでは、発言をされる場合、挙手をいただいて指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言されますようお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁をいただける方は、必ず手を挙げて、委員長が、私が指名をした後、所属、役職名並びに氏名を言ってご答弁をいただきます。なお、再質問に対して同一答弁者が答弁をされる場合は、もうその所属なおかつ氏名は省略いただいて答弁に入ってください結構でございます。答弁については、簡単明瞭、的確をお願いをいたしたいと思っております。答弁の方については、所管の部長並びに課長ほか、所管のご担当者でよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億3,900万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,236万7,000円を計上いたしております。

2目連合会負担金233万1,000円を計上させていただいております。2項徴税費、1目賦課徴収費244万6,000円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、15ページ、3項1目運営協議会費38万2,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費24億円を計上いたしております。2目退職被保険者等療養給付費2億円を計上いたしております。3目一般被保険者療養費4,300

万円を計上いたしております。4目退職被保険者等療養費300万円を計上いたしております。5目審査支払手数料1,102万7,000円を計上いたしております。

続きまして、2項、1目一般被保険者高額療養費2億8,700万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額療養費3,300万円を計上いたしております。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費50万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額介護合算療養費50万円を計上いたしております。続きまして、1枚めくっていただきまして、17ページ、4項1目一般被保険者移送費10万円を計上いたしております。2目退職被保険者等移送費5万円を計上いたしております。5項1目出産育児一時金2,982万円を計上いたしております。2目支払手数料1万5,000円を計上いたしております。6項1目葬祭費165万円を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金5億6,855万8,000円を計上いたしております。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

4款1項1目前期高齢者納付金37万9,000円を計上いたしております。2目前期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万9,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、19ページ、6款1項1目介護納付金2億3,062万5,000円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1億1,237万2,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業拠出金3億5,956万9,000円を計上いたしております。3目その他共同事業拠出金1万円を計上いたしております。

8款保健事業費、1項1目特定保健審査等事業費2,659万9,000円を計上いたしております。2項保健事業費、1目医療費通知費195万4,000円を計上いたしております。2目保健事業費583万6,000円を計上いたしております。

9款1項1目財政調整基金積立金1,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、21ページ、10款公債費、1項1目利子10万円を計上いたしております。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金300万円を計上いたしております。2目退職被保険者等保険税還付金70万円を計上いたしております。3目償還金1万円を計上いたしております。2項1目療養費等指定公費立替金100万円を計上いたしております。

12款1項1目予備費100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。事項別明細書9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税6億5,890万円を計上いたしております。2目退職被保険者等国民健康保険税6,032万円を計上いたしております。

続きまして、2款1項1目督促手数料10万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金7億2,220万3,000円を計上いたしております。2目高額医療費共同事業負担金2,809万2,000円を計上いたしております。

3目特定健康診査等負担金331万6,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目財政調整交付金2億7,121万4,000円を計上いたしております。

4款1項1目療養給付費等交付金2億9,439万3,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、11ページ、5款1項1目前期高齢者交付金11億364万2,000円を計上いたしております。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金2,809万2,000円を計上いたしております。2目特定健康診査等負担金331万6,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目県財政調整交付金1億8,616万5,000円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金9,000万円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業交付金3億1,000万円を計上いたしております。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円を計上いたしております。

9款1項1目一般会計繰入金5億6,868万1,000円を計上いたしております。

10款1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

11款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金200万円を計上いたしております。2目退職被保険者等延滞金1万円を計上いたしております。2項1目預金利子1万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、13ページ、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料449万5,000円を計上いたしております。4項1目療養費等指定公費返還金100万円を計上いたしております。5項雑入、1目滞納処分費1万円を計上いたしております。2目一般被保険者第三者納付金200万円を計上いたしております。3目退職被保険者等第三者納付金100万円を計上いたしております。4目一般被保険者返納金1万円を計上いたしております。5目退職被保険者等返納金1万円を計上いたしております。6目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま生野部長から説明がありました議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてお伺いをしてまいりたい。

まず、この歳出の方からお伺いをしてまいりたいと、このように思います。それぞれ、平成26年度の15ページ、2款保険給付費であります。一般被保険者療養給付費あるいは退職被保険者等療養給付費、それから16ページの2款の保険給付費、これは高額療養費でありますけれども、一般被保険者高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費についてであります。

まず、この保険給付費の方の一般被保険者分でありますけれども、平成26年度は24億円という形で計上されております。平成24年度の当初予算が20億1,000万円でありました。平成25年度はそれに1億6,200万円プラスをされた21億7,200万円というふうになっております。さらに、平成26年度は2億2,800万円の、平成25年度当初よりも増額をした形で計上されているわけでありまして。この間の医療費の伸びは、この一般被保険者に集約されているというふうに思うわけでありまして、どのような理由によってこのような大きな伸びになって

きているのかお伺いをしたい。

一方、退職被保険者等は2億円ということであります。平成24年度の当初予算では2億7,100万円でありました。それが、この平成25年度の当初予算では2億900万円、そして平成26年度はさらに900万円減って2億円、そういうことになっていて、一般被保険者と退職被保険者の間のこの医療費の推移というのは逆転をしているわけで、ちょっとどういう要因、内容があるのか、どういう積算をされて、どういう要因があつて、それをどのような積算でこの予算として計上されたのかお伺いをしたい、このように思います。

その傾向は高額療養費も同様であります。一般被保険者高額療養費も、平成24年度の当初予算が2億2,900万円、平成25年度が2億8,400万円、そして新年度は2億8,700万円という形で大きく伸びてきているんですね。保険給付費と同じ傾向に出ている。これは退職被保険者等高額療養費も同様であります。当初、この退職被保険者の保険給付費あるいは高額療養費がぼんとふえてきた中で、どういうことになってるんだというふうになったわけでありまして、逆に、今この被保険者、退職被保険者がどんどんふえているというふうにするわけですが、保険給付費並びに高額療養費が減ってきていると。この辺がちょっと、医療費のことですから、これはなかなか把握するのが難しいですけれども、それなりの資料をお持ちの保険者においてどのように分析されて、本予算に反映されてるか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、17ページの葬祭費であります。葬祭費が165万円という形で計上されてきておりますが、この積算根拠についてお伺いをしておきたい、このように思います。

とりあえずよろしくお願いたします。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま白石委員からご質問のあった件につきまして、お答えしたいと思っております。まずは、一般と退職の療養給付費、高額療養費の積算を簡単にまず説明させてもらいたいと思っております。

まず、一般被保険者療養給付費につきましては、今年度24億円を計上させていただいております。これは12月にも補正させていただいたんですけど、その後の伸びとか決算見込みを見まして、23億円ぐらいと平成25年度で見えております。それに対して、例年の決算の状況を見ますと、決算に対して5%から7%の伸びが見られる状況でございます。それを加味しまして、それに5%を加えた金額として計上して、1月に2億円ということで、24億円を計上したものでございます。

そして、退職の療養給付費につきましては、今年度2億円を計上しております。平成25年度から900万円が減額になっておるということでございます。これは7カ月分の平均月額と今後の見込み等を見ましたときに、決算見込み額として1億9,000万円ぐらいになると見込んでおります。それに対して、過去の決算の伸び率等を考えまして2億円を計上したものでございます。

そして、次に一般の高額療養費の件でございます。これにつきましては、平成25年度2億8,400万円に対して、平成26年度2億8,700万円を計上しております。これも決算8カ月分の

実績と今後の4カ月分の見込みを見ましたところ、今年度は2億6,910万円になると見込んでおります。それに対して、過去の決算の伸び等を見まして、7%増ということで、2億8,700万円を計上したものでございます。

一方、退職被保険者高額療養費につきましては、平成25年度3,850万円に対して、平成26年度3,300万円、550万円の減額となっております。8カ月分の実績、そして、その4カ月分の見込みをしまして、決算見込みとして2,753万5,000円を見込んでおります。それに対しまして、過去の伸び率等、高いときのこととかを考えまして、3,300万円ということで計上したものでございます。

それで、まずその医療費、一般の療養給付費なり高額療養費がふえた理由ですが、何点か考えております。1つは平成22年度決算以降での伸び率が、先ほど申しましたように5%から7%という高い率を示しております。1つは、入院医療費による要因が1つあると思います。過去の、今年度の7カ月分の実績と前年度の7カ月分の実績を比較しますと、若干2.0%減額、987万円の月額で減額になってるんですけども、過去の決算からかなり積み上がった数字に対しての減額ですので、ほぼ大きな割合を占めております。全体の36.9%を占めているということが1つの要因と考えております。

もう一つは、入院以外の、入院外の医療費につきましても、過去の状況を見ましたときに、今まではそんなに、0.1%から2.6%の伸び、またはその範囲の伸びであったんですけども、7カ月分の実績を見たときに8.0%、また歯科外来と調剤につきましては12.4%が伸びている状況でもございます。医療の高度化によるものと考えております。

それと、やはり年代の層のことで、ゼロ歳から69歳の被保険者と70歳から74歳の被保険者数の推移と医療費を見ましたときに、高齢の方の人口がふえてくる、それにあわせて医療費も上がってくると、全体に占める割合も高くなっていくというような状況になっております。全般的に申しますと、それと加えて受診率、1人当たりの費用額、1人当たりの、1日当たりの費用額が伸びていることが要因であると考えております。

そして、退職者の医療費が減額になってるということなんですけれども、これは、白石委員にお話いただいたように、平成23年度ぐらいからピークになりまして、そのときには、一般よりも退職の伸びがかなり療養給付金及び高額療養費についても高い伸びを示しておりました。それが、平成23年度をピークとして、平成23年度が906人、そして平成24年度が846人、平成25年度では659人になっているというような状況でございます。そのときに、若干増減があるかとは思いますが、それで平成25年度では1月末現在で759人になっております。ピークの906人から759人に減っているということが、退職被保険者の方が一般被保険者にかわってきたというようなことでの原因で、退職被保険者に係る医療費が年々下がっているというような状況でございます。

それと、葬祭費のことでございます。葬祭費につきましては、平成25年度180万円を計上しておりました。1件3万円をということで、60件ということで計上しておりました。平成26年度は165万円ということで、15万円の減額となっております。それはその年その年の状況によって変わるんですけど、7カ月分の実績とこれからの見込みということで、決算見込

みとして156万円ぐらいになると今年度は見込んでおります。それをもとに、55件という
うことで計算しまして、165万円の計上になった状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方から詳細にご説明をいただきました。ご説明のように、退職被保険者の医療
費のピークが平成23年度になっていた。それが被保険者そのものの加入が減ってきたという
ことが、やっぱり最大の要因ですね。私自身は団塊世代あるいは前後が退職をしてくれば、
被保険者がもっともっと伸びてくるんじゃないかというふうに思っていたわけでありませ
れども、私たちの年代がもうほとんど退職し、国保に加入し、そのピークが大体平成23年度
だった。後はもう大体平常というか、通常の状態になってきているということではありますが、
しかし、一般的な傾向として、一般被保険者の方も高齢化、これはもう間違いなく、皆大体
60歳前後から60歳、定年をしてから事業者保険等から加入してくるわけですから、これはも
う年齢的には高い段階で入ってくるわけで、当然医療費はどんどんやっぱり伸びてくるとい
うふうに思っておりましたけれども、給付費並びに高額療養費、この間、幸いにして減って
きているということでもあります。一方、一般の給付費については、まあまあ5%、7%、こ
ういう伸びでどんどんふえてきている。このことが全体として、この給付費を押し上げてき
ているということになっているわけでありませぬ。この点は、さっきの課長の説明を踏まえつ
つ、その審議を進めていきたいというふうに思います。

葬祭費については、前年度より150万円減額された数字が出てきて、昨今亡くなった方が
多くて、増額されて、前年比よりふえるのかなと思っていたら、国保加入者の実績では、そ
ういう状況にはなっていない、事業者保険の扶養家族とか、そういう方が一定その数を占め
ているというふうなことなのかなと。前年度の、平成25年度の実績からしたらふえてる、逆
に平成26年度の当初予算では250万円を減額して計上されている、こういうことだと思いま
すので、理解をすることはできました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 昨日も税の方で若干お聞きをしまして、これは職員さんに対して根性悪を言うてんの違う
よって、その辺のところはちょっと前置きさせていただきますが。歳入のところ、9ページ
でございます。一般被保険者国民健康保険税、4節医療給付費分の滞納繰越金です、2,800
万円、後期高齢者滞納分400万円、それから介護の納付金300万円、それから続いて、退職被
保険者の同じく繰越滞納額、それぞれの状況なり、それから前年比なり、ちょっとお聞かせ
を願いたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。増田委員の質問にお答
えさせていただきます。

医療給付費分、一般の方なんですけども、滞納繰越分につきまして、平成26年2月末にお
きまして3,112万4,711円という収納済額で、収納率におきましては15.68%となっております

す。

同じく、一般の後期高齢者支援金分なのですが、2月末の収納状況で460万6,208円、率にしまして12.82%となっております。

同じく、一般の介護納付金分の滞納繰越分でございますが、2月末の状況におきまして320万6,099円、率にしまして10.77%となっております。

退職被保険者の方になるんですけども、医療給付費分の滞繰におきましては、収入済額で74万1,671円、率にして7.77%、同じく退職分の後期高齢者支援金分の滞繰の方になるんですが、2月末で5万9,585円、率にしまして5.82%、同じく介護納付金分の滞繰の方なんですが、2月末で8万2,028円、率にして6.16%という現在の状況になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 数字を聞かせていただいて、パーセントを聞かせていただきました。私、どこと比べてその16なのか、ちょっとわからないので、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいということです。回収の状況なり担当者の状況を、生の声を聞かせていただいて、今後どうすべきかということの参考になるような現場の状況を聞かせていただいたらありがたいんですけど。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 最初、滞納部分の関係の質問になってくるのかなと思うんですけども、一般の方も国保も同じような形なんですけども、納付期限、国民健康保険の場合は8期、7月スタートで2月終了という形で進んでおるわけなんですけども、納付期限、月末に設定させていただいております、それを見て20日以降に督促状というのを発送させていただいて、それが納付期限ごとに発送させていただいているという状況でございます。その後、また11月及び3月に催告書、督促状でまだ納めていただけていない方については催告書という形で、年2回、11月と3月におきまして催告書というのを送らせていただいております。

特別滞納整理というのを葛城市の場合は実施させていただいております、こちらの方につきましては、部課長によりまして、国保の場合、5月期がメインとなってくるわけなんですけども、前期5月に、現年を主にしてになるんですけども、未納者のお宅を訪問させていただいて収納を促していくと。12月の場合は、一般、国保両方兼ねまして、現年者、現年分の未納分の方を中心に回らせていただいているというような状況でございます。

差し押さえに関しましては、そういう訪問等、あるいは督促、催告を送らせていただいて、なおかつ、まだ納めていただけない方について、まず来庁していただきたいという書類を送らせていただきます。それから、また2週間たって、まだ来庁していただけないという形であれば、差し押さえ予告という形で送らせていただいて、また、その間に何の連絡もいただけないということでしたら差し押さえという形に、順次、手順を踏ませていただいているような状況でございます。

以上でございます。

(「対比やな」の声あり)

朝岡委員長 課長。

西川収納促進課長 済みません。国保で説明させていただきます。来庁要請、差し押さえ予告、差し押さえという中で、もちろん財産調査等々をさせていただいた上で、そういうふうな手順を踏んで進ませていただいているという形でございます。

以上でございます。

増田委員 もう一つ、率、分子と分母を教えてください。

朝岡委員長 課長。

西川収納促進課長 済みません。おのおの先ほど説明させていただいた収入済額についてでございますが、調定額に対して収入済額という形で収納率をはじき出しておるような状況でございます。

戻りまして、調定額から行かせていただく形でもよろしいでしょうか。一般の医療給付費分の滞繰におきましては、調定額が1億9,851万5,017円と、収入済額が3,112万4,711円、これによって収納率が15.68%と。同じく、一般後期高齢者支援金分なんですけども、調定額が3,594万3,062円。

増田委員 はい、わかりました。逆算したらわかる。調定額に対するという意味ですね。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 割り算の方法もわかりましたので、大体パーセントではそういうことやというふうにご理解をさせていただきました。ありがとうございました。

先ほどご説明ございましたように、昨日と同様かと思いますが、非常に管理職の皆さんが、この回収に当たっていただくということで、ご苦勞いただいている様子がすごくよくわかります。それから、数字を非常に全体、ほかの市町村との比較はございませんけれども、高い数字といいますか、いい数値で回収をしていただいているということも聞かせていただいております。そういう意味では、大変敬意を表しておきたいと思います。

ただ、昨日も申し上げました、いろんなこういう滞納者に対する対応方法については、横断的な対応を今後ご検討していただくということで、極力そういう複数の方々が同じおうちに訪問して、ひっかけとっかけってというようなことでトラブルになるようなこともあるかと想像もいたします。それから、職員さんのそういうアドバイザー的な者の雇用も、委託というのか囑託というのかわかりませんが、そういう方もいろいろとご支援をいただきながら、この数字がより少なくなることで、市民にとっては非常に信頼性も高くなりますし、収入の安定的なこともございますので、今後ともよろしくお願い申し上げておいて、私の質問を終わらせていただきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き、質疑をさせていただきます。

増田委員の方から、滞納分の収納の状況について質疑がありましたが、関連をしてお伺いをしておきたい、このように思います。

現在の、平成25年度の収入未済額がどの程度になっているのか。その結果、この滞納繰越額が一番直近で平成25年度の決算見込みとしてどの程度になるのか、お伺いをしたい。その

うち、滞納世帯は、どの程度滞納世帯があるのか、お伺いをしたい。それとあわせて、滞納に対して、西川課長の方から、その徴収について詳細にお伺いをいたしました。それに伴って、この短期保険証等が発行されているわけでありまして、保険証の、被保険者証の発行世帯の内容についてお伺いをしたい。短期保険証あるいは、この資格証明書、実際に保険証が発行されていない、窓口で保管されている保険証等についてお伺いをしておきたい、このように思います。

収納率、聞いたのかな。まだか。現年分、違う違う、平成25年度の見込み、聞いてないか。なら平成25年度の収納率の見込みについてお伺いをしておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いたします。

白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税におきまして、納税義務者世帯数につきましては、3月19日現在、きのう現在押さえさせていただいた数字なんですけれども、5,226世帯となっています。そのうち現年分の未納世帯数なんですけれども、1,013世帯。未納者の方の割合なんですけれども、19.38%となっております。同じく滞繰分なんですけれども、1,007世帯、率にして19.26%となっております。

2月末の収納状況なんですけれども、現年分で、収入済額が6億2,373万7,867円、これは一般滞繰合わせた数字なんですけれども、収納率で82.31%。

白石委員 滞繰入れないで。

西川収納促進課長 一般退職分の現年課税ということですね。滞繰分の一般退職合わせた分におきましては、3,982万302円、率にして14.42%となっております。

白石委員 それも欲しいんだけど、現年分の一般・退職被保険者合わせた収納率、正味の。滞繰は滞繰で別で、現年分。金額と。

西川収納促進課長 見込みとしましては、収納率として92.65%、収納額としましては7億147万4,108円を見込んでおります。

以上でございます。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

短期証のことについてご説明いたします。平成24年度の決算のときに報告をしましたのが、被保険者への交付してるのが、5,354交付しております。短期証は48人の方に3カ月証を、済みません、36人の方に交付している状況でございました。

それで、納付相談を受けるということしておりますのが161でございました。その後、3カ月ごとにそういう対象の方に案内しているということがございまして、平成25年6月時点では、短期証が44世帯、そして未交付とお預かりしてるというのが112でございました。

その後、現在、新しい保険証を平成26年4月からの保険証を交付したところでございます。その総数が5,266世帯に交付しております。短期証の対象になる方につきましては、176世帯ございまして、それをお送りしまして、納付相談に来てくださいという形で納付相談に来

ていただいた方に短期証を交付するというを予定しております。それによって、短期証のこれから何通になるかというのは決まってくると思います。

以上でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。

収入未済額の現年分の見込みということでご報告を申し上げます。5,634万2,692円という見込みでございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 西川課長並びに中嶋課長からご答弁をいただきました。西川課長の答弁では、滞納世帯が5,226世帯のうち1,013世帯、19.38%、20%近い世帯が滞納を、これは現年度の中で遅れた方が対象に入っているわけで、これから、まだ払っていただける方もいるんじゃないかというふうには思うんですが。

前回お伺いしたときには18.21%でした。やっぱり1ポイント余りふえているという状況にあります。そういうことも反映をされたということでしょうけれども、短期保険証の発行も、平成24年度の決算時点では36の3カ月証が出されている。これ、44と言うたんかな。6月で44ということでありまして。この間、3カ月証、短期保険証は平成21年度で144あったんですね。これは1カ月証、3カ月証、6カ月証と。平成22年度は1カ月証が1件、3カ月証が52件、6カ月証が42件、合わせて95件ありました。しかし、その後、平成23年度は1カ月証や6カ月証はなくしまして、3カ月証に統合しましたけれども、57件に減っていて、平成24年度には36件ということなんですけれども、直近では44件、またふえる傾向になっているということだというふうに思います。

これはやはり滞納世帯がふえていることと、やはり比例をしているんじゃないかというふうに思います。先ほど来、課長が滞納の収納事務、一生懸命努力されているというご報告をいただきましたが、現年度分の収入未済額は5,600万円余り、やはりふえているので、一生懸命収納しても、現年度分、この程度の収入未済額が新たに生まれてくるという形で、大変国保税そのものの収納率が、他の市民税と比較して、非常に収納率が低いということが、そして、まあまあご苦労されていたり、こういうふう思うわけでありまして。

これから言えることは、国保税というのは、収入がなくても、年金がほんまに低くても、これは世帯割、平等割、均等割がかかる。収入がなくても、資産があれば、資産割もかかると。それぞれ法定減免において、2割、5割、7割という減免をされているけれども、やっぱり負担は重すぎて、大変所得の低い、あるいは所得のない方々に対しては、過剰な税になっているということだと思います。被用者保険であれば、こういう世帯割とか均等割はないので、その所得に応じて税率が、この料率がかけられているということでした。国保税の負担というのは大変な大きさということは、これを見てもわかるのではないかというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑は。

西井委員。

西井委員 今、滞納者についてのお話があったと思いますが、短期証を預かってもらうのに、112、また、納税相談されて、本当に払いたくても払えないと常々おっしゃるわけです。そういうふうな方と、また、一般的には払いたくないから払わないという悪質納税者に見える方との、感覚的な、どうか、パーセンテージというか、その辺、ある程度感じるものがあつたら教えてもらいたいと思います。

それと、実際、払いたくても払えない、また、払いたくなくても払わなければならないというふうに考えている方々には、納税促進のためのやはり短期証を発行しますよということをお知らせしながら払ってもらって、短期証を発行するという必要だと思しますので、その辺の感覚的なことがわかるようでしたら、教えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いします。

西井委員のご質問でございますが、分納相談ということで、来庁される機会のお話ということになってくるのかなとは思いますが、来庁していただく方におきましては、納税意欲をお持ちいただいているわけなんですけれども、日々の生活あるいはローンの関係とかございまして、なかなか納税まで結びついていかないという形の方が多い状況でございます。

納付意欲は皆さん持っていただいておりますけれども、日々の生活云々の中で、なかなか納税の方まで結びつかないというのが現状かなというふう考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 今の答弁でちょっとわかりにくいのは、相談に来られる方は納税意欲があるということで受けとめていいわけですか。そしたら、それについてはよろしいですわ。

前も申し上げました。国保連合会で保険証を発行されているので、保険証自身が一般的には薄くなると。また、送られてもうっかりしたら紛失しやすい中で、国保連合会の方に要望してもうて、もうちょっとしっかりした保険証を出してもらおう。これは実際、普通の保険証というのは、払いたくなくても納めておられる方がほとんど、その方々にも、もうちょっとしっかりした保険証をやっぱり送ってもらった方が、何か失いやすいような、紙切れではないと思いますけど、ちょっとべらべらとした、このような保険証では、紛失しやすいということで、要望しといてもらったらいかがかなと思いますので、よろしくお願いします。

朝岡委員長 答弁はいいですか。

中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。よろしくお願いします。

ただいまの西井委員からの保険証のカードのことでのご質問にお答えしたいと思います。このカードと言いますのは、先ほど国保連合会にお話しいただきました、奈良県で市町村、同じものを共同的に発行して、使っている状況でございます。それで、今は紙式で薄いということがよくお聞きしておりますが、以前にも言うておりましたので、ご希望の方につきましては、ビニールケースのようなものをお渡しして、それで使っていただくようお願いしております。

薄いんですけども、移動とかあったときに、すぐに発行してお渡しできると。1年ごとに国民健康保険の場合、変わられる方が多いということもありますので、こういうカードを使わせていただいております。希望の方には、そういう意味で、ビニールカードへお願いしているところがございます。

以上です。

西井委員 また、答弁を伺ったように、ちょっとこれを持つ入れ物かな、そういうの渡しますということもちょっとPRしてもらって、失いにくような形で知らせてもらったらありがたいと思います。

朝岡委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

赤井委員。

赤井委員 17ページ、2款1目の19節、出産育児一時金、これについての明細をお願いいたします。それから、20ページ、特定健康診査等事業費の委託料、13節、それから19節の負担金の補助、これの内訳の明細をよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。赤井委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、出産育児金につきましては、今年度2,982万円を計上しております。前年度に比べて462万円の減額となっております。これは7カ月分の実績を見まして、今後の実績見込みをしまして、2,324万4,000円になります。それをもとに60件という形で今年度計上しております。それで、60件で1件当たり、すいません、失礼しました。60件に決算見込みでありますので、それに過去の状況を見まして17%を加算しまして71件、1件当たり42万円を一時金としてお支払いしておりますので、2,982万円を計上しているものでございます。

それと、次に特定健診の関係でございます。特定健診のまず委託料につきましては、今年度2,374万7,000円を計上しております。昨年2,177万4,000円に対して197万3,000円の増額となっております。これの内訳としまして、健診の委託料として2,118万9,000円を計上しております。その中には、国民健康保険に係る被保険者の分として1,669万4,000円、そして、後期高齢者の医療保険の関係でも、こちらで委託を受けて行っておりますので、その分で449万5,000円を計上しております。

国民健康保険につきましては、特定健診の対象者が7,500人ほどおりまして、2,025人という受診者数で計上しております。後期高齢者医療保険の方につきましては、480人の人数の分を計上しております。その特定健診委託料と、ほかに特定健診のうち、データの加工委託料が6,000円、そして、連合会へ支払いしております、取扱いについて支払いしておりますお金が158万8,000円でございます。合わせて2,374万7,000円の計上となっております。

そして、もう1点、19節の補助金の、この内容につきましては、特定健診の一部負担金補助を行っておるものでございます。40歳から60歳の5歳ごとの節目年齢の方にできるだけ特定健診の受診を受けていただくという形で、平成24年度から始めております。対象者としまして、660人を対象者と見まして、その45%を受けていただく目標としまして、300人に1人1,000円を補助するというので、30万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 ありがとうございます。

出産については、前年度から見たら減額という形になるんですか。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 減額ということになります。その年々で状況が変わると思うんですけども、決算見込みから求めまして、そういう形の計上をしております。

朝岡委員長 どうぞ。赤井委員。

赤井委員 あと、20ページの保健事業費の人間ドック助成、これについての説明を。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 人間ドックの助成について説明いたします。今年度474万8,000円を計上しております。

対象者数として240人を見込んでおります。前年度は454万円、同じく240人を見込みまして、20万8,000円の増額ということになっております。これはメディカルセンターと健康づくりセンターという医療機関で人間ドックを受診いただくということに対して助成しているものでございます。そのメディカルセンターに出す分として110件、健康づくりセンターの分として130件を計上しております。その人間ドックに要る費用の7割を助成するということになっております。例を申しますと、メディカルセンターでは、胃の透視で受けていただいた場合は3万7,500円かかります。その70%を補助するという形で計上しております。この人間ドック助成の内訳として、3万7,500円のうち70%は、この助成金のところで19節で支出することになります。それから特定健診の委託部分がございますので、人間ドックを受けていただいて、特定健診もしていただくということになりますので、この費用は特定健診のところで出ておりますので、それから7,565円を引いた金額で、それぞれ健康づくりセンター、メディカルセンターの部分も合わせて474万8,000円を計上しております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて質疑をさせていただきます。

先ほど来、保険税にかかわって、収納の状況、滞納の状況や、あるいは保険証の発行状況等、お伺いをしてまいりました。国保の会計は、この間、大変厳しい財政が続いているわけでありまして。その元凶には、昭和58年か7年ぐらいだったでしょうか。国は総医療費の、それまで45%の国庫負担をして、それが38.5%に引き下げて、このことによって一転して、地方自治体の国保財政が悪化して、その当時を思い出しますと、旧新庄町では、黒字でこの国保会計が推移していたのが、一挙に赤字に転落をし、国保税の改定を余儀なくされたという記憶がございます。そのときに国は退職被保険者、退職者医療制度という形で、この制度が設けられることによって、国保の財政が助かるだろうというふうに踏んだわけでありまして、その当時は加入者が少なく、当初の目的を達成できなかった。今日もその状況が続いているということでありまして。

そんな状況の中で、葛城市は、合併後平成18年に国保税の改定をしましたがけれども、やはり一般会計からの繰り入れをして、国保税の引き上げを抑えていたという、こういう経過があります。この点は、奈良県内でも本当に貴重な存在であるというふうに言えると思います。

平成25年の当初予算では、2億9,000万円余りの一般会計からの繰り入れを行いました。決算見込みでは、およそ2億4,000万円ぐらいになるのではないかとというふうに思いますがけれども、平成26年度においても、一般会計からのルール外の繰り入れが3億7,000万円余り、予定をされております。このことによって収支のバランスをとっているわけでありまして。

一方、葛城市の国保の被保険者の方々も、やはり健康に本当に留意をされて、葛城市の被保険者1人当たりの医療費はどうなっているかといいますと、平成24年度で29万6,000円余り、これは県下で36番目ぐらいですね。本当に低い水準でありますし、平成21年度には25万8,000円余りで、県下で一番低い医療費でありました。これは本当に被保険者がみずからの健康に気をつけていただくとともに、市が行っている各種検診にも参加をしていただく。そして、開業の先生方の努力によって、こういう本当に成果が現れているわけでありまして。そういう意味で、この葛城市が、一般会計からの繰り入れをしてでも、被保険者の負担のかからないように努力をされているという点は、大いに評価できると思います。

しかし、一方、国は先ほど申しましたように、国のこの財政事情において、この国保に対する、国保の負担の率を引き下げて、一貫して引き下げてきています。人件費もそうですね。これは、やはり国が、この憲法によって規定されている責務を果たしていない、こういうふうに言わざるを得ません。憲法25条は、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、こう書いてますし、その第2項、ここでは、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、このように国民に約束をしているわけでありまして。しかし、現実には、この社会保障及び公衆衛生の向上、増進に努めるどころか、怠り、その負担を国保においては被保険者にかぶせてきているというのが実態であります。

そこで、私は本当に所得の低い人たち、あるいは突然の失業とか病気によって収入が途絶える、あるいは減ってくる、こういう人たちも安心して保険料を払い、病院にかかれるようにやっぱりしていくことが大事だというふうに思います。そこで、私は、市の減免制度ですね、法定減免については先ほど申しました。均等割や平等割に対して、2割、5割、7割の軽減措置をされている。それとあわせて、国保税法の第23条に申請減免の規定があるんですけども、私は、この申請減免の規定を、まさに実のあるものにしていくことが必要だということで、この間、毎回予算決算の委員会の中で議論をしてまいりました。肝心なことは、23条の減免規定がありながら、その適用の基準が本当に整備されていないということでありまして。

23条は、市長は次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認められる者に対し国民健康保険税を減額し、または免除することができる。1項の1号では、災害による甚大な被害を受けた者、当該年度中の所得が皆無となった者、ここからですが、またはこれに準ずると認められる者ですね。あるいは、第3号の前2号に掲げる者のほか、特別の事情

がある者であります。当該年度中に所得が皆無となった者と、これはもうわかりますね。しかし、これに準ずると認められる者、この規定をやはり整備をしていく。今は生活保護世帯が対象ぐらいのことで、本当に低い年金で暮らしている人たち、あるいは失業によって収入が激減をしたという、そういう人たちに対する適用がほとんどされていない。これは法定減免以外に、23条の減免を適用された平成25年度の件数についてもお伺いしておきたい、このように思います。それとあわせてご答弁いただきたい。

これらを適用するに当たって、このように書いてあります。前項の規定による国民健康保険税の減免の基準はということで、市長が別に定めると、こうあるんですね。その別に定めるとというのが葛城市国民健康保険税減免取扱基準、平成18年3月31日に告示第57号によって施行されるわけであります。この点、この間、私の質問の内容というのはご理解いただいているというふうに思いますので、この間、どのように、この23条の1項第2号、第3号の規定を本当に具体化し、被保険者の重い負担を軽減する、そういう取り組みがなされてきたか、その点をお伺いしたい、このように思います。

せっかくお越しいただいてますので、この場でやはり聞いておかなきゃならないと思います。先ほど特定健診のことで、赤井委員から同じ質問がありましたけども、平成25年度の取り組みの実績、そして平成26年度の目標と、それを達成するためのプランについてお伺いしておきたい、この3点。

以上です。

朝岡委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

今、白石委員の質問にありました特定健診の平成25年度の見込みを説明させていただきます。平成25年2月10日現在の数値でございます。対象者につきましては6,880人、受診者におきましては1,680人、受診率といたしましては24.4%でございます。平成23年度におきましての法定報告にいたしましては22.6%、平成24年度の法定報告につきましては23.7%でございます。

平成25年度の主な取り組みといたしまして、集団検診を12回行っております。その中に夜間健診は2回入れさせていただいております。周知につきましては、健康づくり推進委員と協力をしていただいて、特定健康診査の新聞、ポスターの作成、各種大字へのPRを行っていただいております。年度中の受診者に対しまして、受診券の発行、健診内容の充実といたしまして、平成25年度から心電図を検査項目に追加させていただいております。医師会の協力もしていただくように健康増進課から頼んでおります。健康診査の結果をできるだけ早くに送付するなり、中身の診察結果によって、保健師が手書きで、こういうふうにしたらいいですよというような形で、心のこもった健診結果として送らせていただいたりしております。

それと、平成26年度の目標の予定ではございますが、事業の取り組みといたしましては、平成25年度と同様、無料クーポン券、先ほど保険課長から申しましたように、660人を対象といたしまして、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に対しまして、無料クーポン券を配付するとともに、出前健診という形で、各大字の方、この前、先般3月5日の区長会におきまし

て、ある程度、30人集めていただきたいとかいう課題を提案しながらも、どうしても村で受けられん、近くでやってほしいという意向の方もおられます。それで、それを提案させていただいて、出前出張という形で、今、アンケートをとって、回収して、その結果によって今後どうしていくか、どこの大字に出前健診に行くかというのを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 生野部長。

生野市民生活部長 白石委員のご指摘の分でございます。先ほど来、条例の方を申されておりますように、災害や失業、長期疾病等により、所得が皆無になったことによる、生活が著しく困難となった場合につきましては、葛城市国民健康保険税の減免基準の取り扱いに基づいて減免ができるというような条文になっておるわけでございます。この件に関しまして、現に今相談が2件あったわけでございます。内容に関しましては、個人等のこともございますので、申し上げるわけにいかないと思っております。その中で、相談があった時点で、おのおの担当なり、協議をいたしまして、本人さんとも面談を行った上で、種々検討もいたし、判断をいたしておるわけでございますが、この減免の適用につきましては、税負担の公平性の観点から、より透明性の対応が求められているわけございまして、国民健康保険には多くの低所得の方が加入されております。その中で、大変、ご指摘のように厳しい懸案事項であるということは認識は持っておるわけでございますが、失業や病気など、特別な事情により、どうしても納付が困難な方につきましては、その辺を十分判断いたしまして、今後もよりきめ細かな相談に応じてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

白石委員。

白石委員 特定健診について、水原課長の方からご答弁をいただきました。平成25年度の受診率の目標は30%だったかな、見込みっていうのかな、今は、先ほどの2月10日現在では24.4%ということで、集団の検診を12回、夜間2回含めて実施されている。無料クーポン券もあわせて取り組み、本当にあの手この手で努力をされているということがわかるわけでありますけども、1つ、これは国保の運営協議会の中でも当初議論があったわけでありますけども、この健診結果を本当に届けるのが、まず時間がかかるというのが1つ、それと、課長は答弁の中で、結果の送付に当たって、心のこもった結果を郵送で送付してるわけです。これはまあ、まあまあそういうことになるんだろうと思いますけども、まず集団の12回の健診をやったりやられている、あるいはこれから出前の検診も行っていく、区長会と打ち合わせをして、30人程度集まる、そこでこういう取り組みがされようとしていると。

そういうことであるならば、私はその健診結果を心のこもった、この郵送による結果報告ではなくて、大字の公民館で、あるいは健康福祉センターで直接対面、面談をして、診断結果を伝えて、その結果の内容をやはり伝えて、より健診の有効性を伝えられたらいいんじゃないかというふうに、課長も、そういう報告、今の説明から、そのように感じました。だか

ら、本当に健推委さんの努力、職員の努力というのは、それこそ国から、メタボリックシンドロームをやっぴり抑制するんだと、腹囲も図ってやるという、こんな健診なんですけども、本当に努力されてきているというのはわかるんですよ。さらなる改善をしていただきたい、そして、やはり50%、これを、受診率を目指していただきたい、このように思います。平成29年度の目標は60%でしたかね。やはり高い目標を持って、その他の検診もありますけども、努力をしていただきたいというふうに思います。

23条の申請減免の具体的な適用基準をつくっていくという点については、生野部長の方から、個人と面談をしたうえで、これはしっかりと相談を受けて、ちゃんと払っていただいているこの被保険者に対して、市民に対して、透明性のある取り組みをして、そして、認識としては、やはり所得の低い人が多く加入してる、そういう保険なんだということのご認識はいただいているのはわかりましたけれども、結局きめ細かな相談に応じて、きめ細かな対応するという、これはもう図りようのない基準なんですね、きめ細かな対応と。

私はこれまでずっと提起してまいりました。例えば、生活保護基準の1.2倍もそういう状況になったとかいう場合の、あるいは公的扶助を受ける事態に至ったと、いろんな国はありますけども、そういうときに、やはり減免規定、きめ細かではなくて、まさにちゃんとした適用の基準を設けて、もちろん相談もして、してあげた方がいいです。やはり、最終に決断する基準というのはやっぱりつくっておくというのは、これは必要だし、またやられている自治体も多かった。この点がありますので、ぜひそういう先進地の保険者の取り組みを調査をしていただいて、次の機会には前進できるようなご答弁を期待しておきます。

以上であります。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 時間が押してまいりまして、早く言いたいなと思ってたんですけども、先ほどの赤井委員の関連なんですけど、保険給付金の部分の出産育児一時金のところなんですけど、先ほど減額ということなんですけど、これだけで単純に比較はできないと思うんですけど、実際に母子手帳の発行件数、それについて、ここ数年の推移といいますか、国保のこの件数も含めて、推移について教えていただけますでしょうか。

朝岡委員長 答弁できますか。

水原課長。

水原健康増進課長 母子手帳の発行数につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、すぐに調べて、午前中にお答えさせていただきます。申し訳ございません。

すいません、ありました。母子手帳の発行でございます。平成22年度からでいいでしょうか。平成22年度は318件、平成23年度は376件、平成24年度は334件、平成25年度の見込みといたしましては294件、300件前後を一応見込みとしての数字でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。

国保のその給付金の推移というのはわかりますか。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。川村委員のご質問にお答えしたいと思います。

出産育児一時金の過去の決算の推移ということでございます。平成22年度から申します。平成22年度には57件ありまして、金額が2,393万8,840円でございます。平成23年度につきましては61件ありました。2,538万円でございます。平成24年度におきましては、71件で2,973万円の出産育児一時金を支払いしたという状況になっております。平成25年度予算で見えておりましたのは82件で3,444万円を見込んでおりましたが、決算見込みで見込んでおりますのが57件の2,324万4,000円という状況でございます。

以上です。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。

要するに、生産の部分で、少子化対策というか、ここが大切なわけでございます。ここに至るまでに、婚活があつて、結婚、婚姻届けがあつて、そして出産というふうに進むわけなんですけども、なかなか今現実で、こういった一時金があつて、子供が産まれて、産んでいただくという、いい環境を整える中で、中学校までの子育てのしやすい状況をつくるということは本当に大切なラインだと思います。

こういった推移の中でも、多少の減、その年によっていろいろさまざまなんですけど、子供を産むと、やはり葛城市に定着するという、そういった中で、私はやっぱりこの子供を産んでいただく推進も現行の人間ドックと含めて、婚姻届をもらうときに、やはり、本当に子供が産みやすい環境なんだよというようなPRも含めて、子供たち、子供たちをとにかく産まないで、本当に現実とても厳しい、こういう背景を踏まえていただいて、高齢者に対してのサービス、これももちろん大事なことですけれども、生産の部門をしっかりとつくるということこれから葛城市に課題にさせていただきたいと思っておりますので、こういった推移、見せていただきまして、国保だけではなかなか比較できない出産の状況というのも踏まえて、これから葛城市として、この窓口に対しても非常に窓口を広げていただくという対応をまたお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 質疑の大体予定しておりました時間もまいったようでございますので、この国民健康保険特別会計の質疑を終結させていただきたいと思っております。

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第12号、平成26年度国民健康保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束であったにもかかわらず、合併2年後の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。この大幅な引き上げは、中小商工業者や農業者の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれぬ状況を広げたのであります。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になっています。平成23年9月の葛城市の国保加入世帯5,744世帯の所得の調べでは、所得200万円未満の世帯が4,488世帯、加入者の4分の3を超える78.1%となっています。その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,693世帯で29.47%、所得50万円未満の世帯が712世帯で12.4%、所得100万円未満の世帯が681世帯で11.86%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。さらに、所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が794世帯で、46.9%を占め、加入世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況です。

ところが、国保税は収入がゼロでも、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという、旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。支払い能力を超える国保税に払いたくても払えない市民、被保険者が増加をし、滞納世帯は1,013世帯、加入世帯の実に19.3%に上っています。昨年より21世帯、1.1ポイントもふえているのであります。

国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は44世帯、さらに納付相談中が112件、居所不明となっている世帯もあるのであります。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の保険証を発行すべきであります。保管されている保険証は加入者に早急に届ける手立てをとるべきであります。

収入が低迷をする中で、毎年6,000万円程度の、平成25年度の見込みでは5,634万円の収入未済額が新たにふえることとなります。収入ゼロや低所得の世帯に対して、市が定めている申請減免制度を充実拡充し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが重要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額をし、または免除することができるとした規定を定めています。その第2号は、当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められるもの、また第3号は、前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者を減免の対象とすることを規定しています。この減免規定の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直して、拡充することが求められていると考えます。

減免の範囲を定めた取扱基準第2号、第3号では、当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者と規定をしています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条には、これに準ずると認めるものについては、同条第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定する項目が記載されていないのであります。さらに第5号の、前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者の適用範囲は、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの記載があるだけであります。取扱基準の減免の割合を決めた第3条第3号を見直して、減免の範囲、第2条第3号に明記されている、これに準ずると認める者については、例えば前年度より所得が50%以上減少した場合、あるいは生保基準

の1.3倍などとする具体的な適用範囲を明示することが求められます。また、第3条第5号の減免の割合のその他特別の事情がある者についても見直しを行い、児童扶養手当支給世帯、あるいは心身障害者世帯等を対象とする適用範囲の拡充が求められます。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施することができます。葛城市は、平成26年度予算において、一般会計から3億7,037万円の法定外の繰り入れによって、財源不足を補っています。被保険者の負担も軽減する施策であり、歓迎できるものであります。

葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成24年度で29万6,798円、県下第36位、平成22年度では26万9,812円と、県下で38番目、何と平成21年度は25万8,468円で、県下で一番低い医療費でありました。市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や協力、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられているというふうに考えます。

市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化をし、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を医療費の45%から38.5%に大幅に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、80年代に50%程度ありましたが、この平成19年度には25%となっているのであります。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁をする、市からルール外の一般財源からの繰り入れによって補わなければならない、こういう事態を招いている最大の原因になっているのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保証する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求めるべきであり、そして、誰もが安心をして医療にかかわれる社会保障制度として再構築をすべきであります。一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善するなど、評価できることも多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

この部を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

西井委員。

西井委員 議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える医療保険として、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、多くの市町村、国保の財政運営は、歳出面では被保険者の高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費が増加し、一方、歳入面では、長引く経済の低迷による国民健康保険税収入の減少などから、年を追うごとに厳しい運営状況となっております。国においては、保険者や被保険者の負担を軽減するために、さまざまな改革による制度の維持に努められているとはいえ、今後も長期にわたり安定した制度を維持していくことが極めて困難な状況にあります。

さて、このような状況の中にあって、本葛城市では、保健事業に力を入れ、医療費の増加

を抑える努力をし、一般会計からの大幅な繰入金の財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保つ運営をされてきました。平成26年度予算においても、この考え方にに基づき、全体の69.4%を占める保険給付費を初めとする必要な歳入歳出予算を計上されたものであり、保健事業においては、生活習慣を改善し、生活習慣病を予防することにより、医療費の増加に歯どめがかかるようにとのことから取り組まれてきた特定健康診査など、事業を継続的に推進し、受診率の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより、医療費の適正化を図り、国民健康保険の円滑な運営に努めていくために提出された予算であると考えます。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度を運営していく必要があるため、今後とも引き続き、医療費適正化の一層の取り組みにより歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上による歳入の確保に努めることにより、より一層の経営努力を重ねることを要望し、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結します。

それでは、これより議第13号の議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、午前中、時間が迫っておりますが、引き続き、議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

最入歳出予算でございます。第2章、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,540万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費181万2,000円を計上いたしております。2項1目徴収費86万5,000円を計上いたしております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億2,246万3,000円を計上いたしております。

3款1項1目保険料還付金20万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、9ページ、2目還付加算金1万円を計上いたしております。

4款1項1目予備費5万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料1億5,836万6,000円を計上いたしております。2目普通徴収保険料7,768万9,000円を計上いたしております。

2款1項1目証明手数料1万円を計上いたしております。2目督促手数料1万円を計上いたしております。

3款1項1目一般会計繰入金8,905万5,000円を計上いたしております。

4款1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、7ページ、5款1項1目延滞金1万円を計上いたしております。2目過料1万円を計上いたしております。2項1目保険料還付金20万円を計上いたしております。2目還付加算金1万円を計上いたしております。3項1目預金利子1万円を計上いたしております。4項1目弁償金1万円を計上いたしております。2目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第15号、平成26年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について質疑を行ってまいりたい、このように思います。

後期高齢者医療制度は、平成24年4月から導入をされました。ご承知のように、75歳以上の高齢者が、これまで加入をしていた国保、組合健保や政管健保などの被用者保険を脱退して、強制的に加入されることになったのであります。この保険者は葛城市ではありません。奈良県の後期高齢者医療保険の連合会、連合会じゃない、組合で実施をされております。制度上、この2年に1度保険料の改定が行われることになっています。これを決めるのは組合議会でありまして、我々がここで議論をして決定する立場にはないのであります。本年は2年ごとの保険料が改定される年であるというふうに承知をしているわけです。間違いありません。ということは、新しい保険税によって歳入予算が計算されているということでもありますね。そこでお伺いをしたいと思います。

現在、所得割が8.1%、均等割は4万4,200円、そして年間保険料は6万9,961円だと認識をしているわけですが、間違いであればご訂正をいただきたいというふうに思います。所得割が8.1%から何%引き上げられて、どれほどになったのか、均等割は4万4,200円からの程度引き上げられて、幾らになったのか。また、平均の年間保険料はどれほどになるのかお伺いをしたい、このように思います。

さらに、平成25年度では、この影響は全くないわけでありましてけれども、やはり普通徴収の被保険者の徴収率、これは平成23年9月のときの答弁では98.7%、大体98%台をキープしていると、こういう高い収納率になっているんですね。しかし、実際に、この普通徴収と言われる方々のこの収入というのは、月額、年金額で1万5,000円未満の人なんですね。これ、年額にすると18万円ぐらい。皆さん、この月額1万5,000円未満、年額18万円の年金の方々

からは、葛城市は普通徴収として収納しているわけであります。こういう低い人たちから保険料を徴収する、それでも命の本当に手綱というか、そういうことで生活を切りつめて保険料を払っている、こういう様子がわかるわけであります。

そこで、それでもやっぱりこの間、不能欠損処分もしてまいりました。普通徴収保険料の滞納者、この間の動向の推移をお聞かせいただきたい。そして、その滞納者に対する6カ月の短期保険証の発行状況についてもお伺いをしておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、保険料の見直しのことでございます。この保険料といいますのは、この制度の中で、医療給付費の約10%分と保険医療その他給付金等の財源を基本的に保険料で賄うということになっておりまして、この制度の安定した運営のため、保険料率を医療給付費等に要する費用の見込み額に照らして、2年ごとに見直すことになっております。平成26年度、平成27年度が見直しの年となっております。それにより、まず所得割額につきましては8.1%から8.57%になります。0.47%の増。それと、均等割額につきましては4万4,200円が4万4,700円、500円がふえるということになります。それと、賦課限度額が55万円から57万円に、2万円ふえるということになります。それにより、この見直しにより、1人当たりの平均保険料額は6万9,961円から7万1,554円、1,593円がふえるということになります。

この保険料を算定するに当たりましては、幾つか諸係数をもって算定されております。人口につきましては、平成26年度、平成27年度の見込みを見まして計上しております。それと、人口の伸びにつきましては、平成26年度2.29%、平成27年度3.11%で見込んでおります。1人当たりの医療費の給付費の伸び率を、平成26年度は2.11%、平成27年度は2.01%に見込んでおります。そして、予定収納率としては99.2%を見込みまして、1人当たりの所得額を全国平均を1とした場合の所得係数を1.078、そして均等割と所得割の割合を48対52の割合としまして、後期高齢者の政令により定められた負担率というのを10.73%としております。そういった係数をもとに決められたものでございます。

そして、保険料の料率をできるだけ上昇を防ぐと、抑制するというこのために3点の措置がなされております。1つは、適確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金を、保険料を抑える原資に充当することとなっております。もう一つは、県及び市町村からの財政支援の継続を要請するということになっております。もう1点は、財政安定化基金を保険料の抑制に活用するというので、先ほど申しました保険料の上昇をできるだけ低く抑えた内容となっております。

それと、収納率のことです。普通徴収の収納率につきましては、平成23年度の決算のときに98.35%になっておりました。そして、平成24年度につきましては98.4%になっております。そして、今年度の見込みとしまして、今回の補正により普通徴収の増額等ございまして、それにより、最終的な見込み額としては98%程度を見込んでおります。

それで、普通徴収の方で、先ほど月額1万5,000円未満の人が対象となっておりますというよ

うなことで、その状況のことなんですけども、まず、今年度の滞納繰越分の状況でございます。平成26年2月28日現在で、調定額が264万6,900円でございます。それに対して、54万4,400円を収納いただいております、20.56%の収納率となっております。それにより、収入未済額が、その時点では210万2,500円となっております。件数にしまして405件、実人員にしまして40人の方の部分となっております。

短期証の方でございますが、現在、9人の方に短期証を交付している状況となっております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長から詳細にご答弁いただきました。後期高齢者医療制度は、いみじくも中嶋課長が申しましたように、高齢者、75歳以上のいわゆる後期高齢者と言われるわけなんですけども、この医療費を抑制する、そのことによって抑制をする、そういう制度をつくることによって安定した運営を図っている、こういうふうに申されました。

しかし、私もあと10年すれば後期高齢者になるわけでありましてけども、あと10年といえば、2025年、24年、25年ぐらいになるんですね。そのときには、もう既に保険税が大体どの程度になるかというのがわかってるんですね。2008年度は7万4,440円、これは厚労省の試算なんです。2025年度になると9万5,976円、そして、大分先ではありますが、2055年には13万6,896円、これはどうしてそうなるかといいますと、部長がご答弁になったように、医療費、医療の給付費の増加とか、それと後期高齢者の人口の人口比率が増加する、これに応じて保険料が、いわば自動的に引き上げられる仕組みになっている。これは自動的に行ったら大変だから、県や、先ほど部長が言っていたように、県などからの財政支援によってできるだけ抑えているという、そういう仕組みになっているわけですね。いわば、後期高齢者に際限のない保険料の引き上げを押しつける、こういう仕組みなんです。

それは我々が多分75歳になったときには、まさにピークになるでしょうね。医療給付費がぐっとふえると。そして、その人口比率もぐっとふえる。これに応じて保険料は変わっていくわけですから、そういう仕組みですから、これはさっきも言ったように、9万円も超えて、その10年後には10万円を超えちゃうと、こういうことになんです。しかし、県も、国だって、このままこの制度を自動的に使えば、これは大変なことになるので、財政支援をするから抑えられる。そういう意味では、この葛城市、市町村においても、財政支援をしていかないと、本当に大変な保険税負担になることは間違いありません。

この保険料は、さっき言いました年金18万円以上を超える人は、これは天引きなんです。もう18万を超える人は天引き、有無を言わずとられていくわけですよ。こういう仕組みになっている。本当に戦後、この日本社会、日本経済を支えて、本当に今日のこの世界に冠たるこの日本をつくってきた、そういう人たちに対して、こういう制度をつくって、そういう仕打ちをするというのは、これは本当に、私はいかがなものかと。こういう制度は廃止をする、民主党政権はこの制度を廃止すると言っていたんです。ところが、一旦政権をとってしまったら、もう廃止はしない。そして、今現在に至っているわけですね。本当に期待を裏切ら

れたわけでありまして、私はこんな制度はやはり廃止をしていくべきだと、このように思います。本当にお年寄りが保険料を払うために生活を切りつめている、家族の支援がなければ、こんな払えない、そういう保険料、保険制度になっているんですね。そういうことを強調して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論はありませんか。討論ないですか。

白石委員。

白石委員 議第15号、平成26年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入をしていた国保や事業者保険などを脱退をさせられ、強制的に加入をさせられたのであります。75歳以上の高齢者を切り離して、健康保険の対象から強制的に外すこんなやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。

本年は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が0.47%引き上げられて8.57%、均等割は4万4,200円から500円引き上げられて4万4,700円、値上げ額は1,593円、2.3%の負担増となります。平均年間保険料は7万1,554円となるのであります。消費税の増税や年金額の引き下げ、その上に高齢者の暮らしに追い打ちをかけるような保険料の引き上げは、到底認めることはできません。

保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると、悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。

これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできないのではないのでしょうか。資格証明書制度の法定は直ちに廃止すべきであります。普通徴収保険料の滞納者は40人、6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月の短期保険証は9件になっています。払いたくても払えない高齢者がふえているのであります。短期保険証の発行をやめるとともに、収入のない人や少ない人の保険料を減免する制度をつくるなど、安心をして医療にかかるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。国の負担を削

減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。制度の撤回を求めておきたい、このように思います。

討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

増田委員 議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また従来 of 老人保健制度が抱える幾多の問題点を解決するために創設されたものと認識をしております。制度施行当初には、新制度ということもありまして波乱を招いたこともありました。国民による制度の改善やわかりやすい広報への取り組み、保険料の軽減措置や納付方法の見直しなどの努力が重ねられ、制度施行から6年を経過しようとする昨今、この状態において、被保険者の方々にも一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあると認識をしております。

この後期高齢者医療制度を円滑に運営していくために、保険料率は医療給付等に要する費用の見通し額に照らし、おおむね2年を通じ、財政の均衡を保つことができるように設定されていることになっていきます。この平成26年度予算は、この保険料の見直しにより、歳入では保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金等の増額、歳出では、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっています。

この保険料率の設定に当たっては、適確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金の充当、財政安定化基金の取り崩し、県補助金等の財政支援継続の要請などの措置により、保険料率をできる限り低く抑えることに努められ、保険料の軽減措置や所得の低い方や社会保険の扶養であった方の負担軽減措置も継続していくこととされています。広域連合においても、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされ、高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案し、予算編成されたものであると考えます。

今後とも、県並びに広域連合との連携を密にして、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した高齢化医療制度の構築に向け努力されることを要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第20号議案については原案のとおり可決することに決

定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後2時00分

朝岡委員長 それでは、午前中に、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第18号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

朝岡委員長 生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第18号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,260万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費でございます。354万3,000円を計上いたしております。

2款諸支出金1項1目霊苑整備基金費885万7,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、9ページ、3款1項1目予備費20万円を計上いたしております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項1目霊苑管理料909万7,000円を計上いたしております。2項1目霊苑手数料2,000円を計上いたしております。使用料につきましては、今年度は計上いたしておりません。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金55万7,000円を計上いたしております。

3款1項1目霊苑整備基金繰入金194万4,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、7ページ、4款1項1目繰越金100万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案につき、質疑に入ります。質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 部長から説明があつて、今年は募集がないということですが、ちょっと毎年お聞きしとるんですが、このいわゆる管理料の滞納額、今幾らあるのか教えてもらいたいというように思います。

それから、あと、繰入金の関係で、一応墓地の返還というのか、そういうところでされると思うんですけども、ちょっと内訳だけ教えてもらいたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

現在の霊苑管理料の未納でございますが、過年度分及び現年度分を合計いたしまして、31人、47件で、46万9,350円となっております。内訳といたしましては、過年度分といたしまして、16人、32件で、未納金額が30万8,700円となっております。また、現年度分といたしまして、15人で、未納金額は16万650円となっております。

続きまして、償還金でございますが、現在で平成25年度は7件の151万4,000円の支出となっております。

以上でございます。

(「繰入金や」の声あり)

朝岡委員長 大谷課長。

大谷環境課長 繰入金ですか。申しわけないです。

朝岡委員長 生野部長。

生野市民生活部長 岡本副委員長ご質問の繰入金の件でございます。これにつきましては、墓地返還に伴う償還金に関するものでございまして、今年度につきましては、先に大谷が申しましたように194万4,000円の繰入総額を予定いたしております。

内訳を申し上げます。A区画につきましては、27万円の60%の2件、32万4,000円、B区画につきましては、45万円の60%の4件、108万円となっております。最後に、C区画につきましては、90万円の60%の1件、54万円でございます。合計7件で194万4,000円の予定ということになります。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今、滞納額を教えてくださいました。一応46万9,350円、31名と、こうなるとるわけやけども、結局、過年度分としていつからかわかんけれども、一応これは基準があると思うんですね。管理料を納めんのだったら、いわゆる没収というか、そうなるとる。その手続きがされてるのか、されてないのか、その辺もようわからんわけやけども、もしされとったら教えてもらいたいと思うのと、今、部長の方から説明があつて、これはあくまでも予定やけども、実際に毎年こうして予算を組んでもうとるわけやけど、本当にこの返還の申し出がどのくらいあるのか、予算が大体実績で組んであると思うんやけど、本当にそのくらいあるのかなというふうに思いますので、その点をもう一辺だけ教えてほしいと思います。

朝岡委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。

墓地の返還、未納に対する規定でございますが、10年以上を経過した場合は、返還の対象ということは条例でうたわれておりますが、現在まで、それに、10年該当していたものが1名おりましたが、今年面談により一部入金となりましたので、まだその返還の請求の実績はございません。

それと、平成25年の墓地の返還ですが、7件の151万4,000円でございます。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今、課長から説明受けたわけですが、やっぱり10年、1つの基準があるわけで、今まで該当するものがないということでええわけやな。それと、今、返還、7件で151万4,000円って、これ予算やろ。実際ないねんやろ、実際平成25年度でこんだけあったの。

(「細かいの言うてください」の声あり)

岡本副委員長 これ、こんだけあったの。これ、予算とえろう変わらんぐらいあるやん。

朝岡委員長 じゃあ、大谷課長、もう一度。総金額でもわかれば。

岡本副委員長 もうわかりました、もうちょっと時間が。後でまた聞きますので。

朝岡委員長 いいんですか。金額は間違っていないですね。

大谷環境課長 はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 常任委員会でもお話をいたしましたけれども、今年は墓地の公募を行わない年ということで、当然使用料については計上されていないわけですが、この間も、この墓地の公募を行うこの時期について、いろいろ議論をしてきた経緯があります。厚生文教常任委員会においても、補正予算において若干議論をしましたけれども、この議論というのは、もう既に合併の前からやられてきたという経緯があります。1つの理由としては、やはり毎年やるということは、事務が煩雑であるというものでありました。これは、当初は応募も多くて、確かにそういう側面もありました。常任委員会での議論も、大体公募について、その応募の数等を見ていくと、大体もうピーク、一回りをしてピークをもう過ぎていて、こういうことでありました。当然、応募の数も減ってきているということだというふうに考えます。やはり、物が物だけに、あらかじめという方もいはりますけれども、なかなかあらかじめ用意しておくということにはならず、やはり突然という形が多くて、2年間、最高で空くということになりますと、他のところを求めると、そういうことになってくる場合もあるわけですね。

やはり、できるだけ市民のそういう要望に応じて、公募を毎年実施してはどうなのか、そういうふうに思います。十分、毎年の公募に耐えられる造成整備がされているわけですからね。今後、内部でも検討をしていただきたい、こういうふうに思います。1つよろしく願います。

朝岡委員長 答弁要りませんか。

白石委員 要望、とりあえず答弁しといて。

朝岡委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまのご指摘の件でございまして、今現在、墓の総数と申しますのが1,335あるわけですが、近年、葛城におきましては、人口等につきましては微増ではありますがふえているというような形でございまして、昨日の歳入のときにも、税務課の方の固定資産税の家の戸数の増加については、約1年間200戸というような説明があったと思います。戸数的にはもうふえているんですけども、今年度も公募いたしました結果、A区画が8戸、B区画が24戸で、32戸の応募があったということでございまして、先ほど大谷が申し上

げましたように、そのうちで返還がまた7件あったということでございますので、総数としては25件ということになりますので、今、委員おっしゃってるように、担当課の方にも2年に1回ということで問い合わせ等々あるわけございまして、今後につきましては、常任委員会でも申し上げましたように、ある一定のめどは、めどといたしますか、行き渡ったかなどいうことは担当としても思っておりますので、今後につきましては、よく部内で検討いたしまして、協議を重ねていきたいというように思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 生野部長からの答弁をいただきました。ぜひ、この内部で検討をしていただいて、確かにこの事務そのものも、そんなに多くなくなってきたので、他の職務に影響が少ない、こういうふうに思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めたまます。よって、第18号は原案のとおり可決させていただきます。

それでは、次に、議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました、議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書1ページをごらんください。

第1項として、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,200万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,820万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定の方から、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。予算書の15ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では135万2,000円を計上いたしております。2 目連合会負担金では80万2,000円を計上いたしております。3 目計画策定委員会費で343万3,000円を計上いたしております。次に、2 項徴収費、1 目賦課徴収費では100万5,000円を計上いたしております。次に、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では889万2,000円を計上いたしております。次のページ、16ページをお願いいたします。2 目認定調査等費では2,256万円を計上いたしております。

次に、2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では17億1,975万8,000円を計上いたしております。次に、2 目介護予防サービス等諸費では1 億8,974万1,000円を計上いたしております。次に、2 項その他諸費では、1 目審査支払手数料で290万1,000円を計上いたしております。次に、3 項高額介護サービス等費では、1 目高額介護サービス等費で4,681万円を計上いたしております。次のページ、18ページをお願いいたします。4 項特定入所者介護サービス等費で、1 目特定入所者介護サービス等費では9,579万円を計上いたしております。

次に、3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防二次予防事業費では1,372万9,000円を計上いたしております。次に、2 目介護予防一次予防事業費では630万1,000円を計上いたしております。次に、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目介護予防ケアマネジメント支援事業費では762万2,000円を計上いたしております。次に、2 目総合相談・権利擁護事業費で251万5,000円を計上いたしております。3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で867万5,000円を計上いたしております。次のページ、20ページをお願いいたします。4 目任意事業費では、1,835万8,000円を計上いたしております。

次に、4 款基金積立金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金積立金では32万6,000円を計上いたしております。

次に、5 款、公債費、1 項公債費、1 目利子では10万円を計上いたしております。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金では20万円を計上いたしております。2 目償還金では8万円を計上いたしております。3 目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上いたしております。

次のページ、22ページをお願いいたします。7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費では、100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をお願いいたします。戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料では4 億2,063万4,000円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料では1万円を計上いたしております。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では3 億6,210万円を計上いたしております。次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金では7,050万5,000円を計上いたしております。2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）分で494万円を計上いたしております。

次のページ、12ページをお願いします。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分で、1,481万5,000円を計上いたしております。

次に、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では5億9,596万円を計上いたしております。次に、2目地域支援事業支援交付金では572万9,000円を計上いたしております。

次に、5款県支出金、1項県支出金、1目介護給付費負担金では3億579万5,000円を計上いたしております。次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）分で247万5,000円を計上いたしております。次に、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分で741万2,000円を計上いたしております。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では32万6,000円を計上いたしております。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で2億5,687万4,000円を計上いたしております。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）分で246万5,000円を計上いたしております。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分で740万2,000円を計上いたしております。4目その他一般会計繰入金で3,804万4,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では4,967万6,000円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

次のページ、14ページをお願いいたします。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上いたしております。2目過料で2万円を計上いたしております。2項預金利子で、1目預金利子で2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金で2万円、2目返納金で2万円、3目雑入で2万円を計上いたしております。

次に、10款市債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金では670万7,000円を計上いたしております。

以上で、保険事業勘定の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出よりご説明を申し上げます。26ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,004万1,000円を計上いたしております。

次に、2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では1,804万9,000円を計上いたしております。

次に、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金では1万円を計上いたしております。

次に、4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をお願いいたします。

戻っていただきまして、25ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス費収入2,124万4,000円を計上いたしております。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では694万6,000円を計上いたしております。

次に、3款諸収入、1項雑入、1目雑入では1万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第14号、平成26年度介護保険特別会計予算の議決について質疑を行ってまいりたい、このように思います。

まず、歳出についてでございます。16ページ、17ページにわたります2款保険給付費について、給付費、介護保険事業の根幹をなす介護サービスが計上されているわけでありましたが、今年度は第5期の介護保険事業計画の平成24年から平成26年ということでありますので、最終年度の年ということ、第5期介護保険事業計画が、当初計画された事業が、その見込みどおりに進んでいったのかどうか試される、そういう年であります。

そこで、ちょっとお伺いしておきたいんですけども、平成25年12月の定例議会における補正予算において、記憶にあると思いますけれども、これまで居宅介護サービスの給付費は在宅介護の中心をなすサービスでありますけれども、第4期あるいは第5期の初年度においては、当初の見込みよりも事業費が低くなってきていたわけでありまして。ところが、この12月の補正の中で、居宅介護サービス給付費が3,432万7,000円増額をされました。当初が、6,784万円が計上されていたのが、15%ほど伸びて、1億円を超える給付費に膨らんできたわけでありまして。

そして、もう一つは、大変大きな増加になっているわけでありまして、特別な老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付費が9,929万7,000円という、1億円近い給付費が増額補正された、こういう状況になってきているわけで、当初予算では7億7,600万円余りだったものが、8億7,000万円と、こういうふうになっているわけです。11%の増ということになります。

このことを受けて、本来ならば、予算を計上されるということが妥当だとは思いますが、しかし、第5期の介護保険事業計画によって、もうそれぞれ、既に事業計画が出されているわけですね。第5期事業計画の3年目としての当初から見込んでいた予算が含まれているのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、この点はそういう理解でいいんですね。金額からしたらそういうことですね。

しかし、このままで行けば、歳入で14ページの10款市債の財政安定化基金貸付金670万7,000円というのが計上されているわけで、それは他の事業に充てるためにされたのか、あるいはこの介護給付費準備基金の積み立てそのものがもう枯渇をして、財源がないという形で、ここで債務として起債をするということになっているのか、まずお伺いしておきたい。

第5期事業計画の最終年度の予算として、この2年間の状況をどのように把握をされているか、予算としては、出としては、そんなに、そのまま計画どおりに出てるんですけども、どういうふうにこの平成26年度予算では考えているか、見通しを持っているか。これをまず

お伺いしておきたい、このように思います。

まだいいですか。

朝岡委員長 はい、どうぞ。

白石委員 それでは、これも常々お伺いをしていることでありますけれども、15ページから16ページにまたがります認定調査費ですね。賃金として臨時雇用賃金921万3,000円が計上をされているように思います。平成25年度の当初予算では704万円が計上をされておりました。段々と増額をされてきているという経過があるわけでありまして、この人員と職務の内容、勤務の内容、そういうことをまずお伺いしておきたい、このように思います。

それから、それとあわせてお伺いしておきたいことは、地域包括支援センターの職員の配置の状況、雇用の、待遇の状況ですね。この点もお伺いしておきたい。あわせて認定調査にかかわる事務、そして地域包括支援センターにかかわる事務についてお伺いしておきたい、このように思います。

よろしく申し上げます。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの白石委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、この平成26年度の当初予算の積算に当たりましては、委員さんもおっしゃいましたとおり、給付費の見通しにつきまして、12月にも補正をお願いしましたように、第5期介護保険事業計画の計画値を大きく上回っている状況でございます。平成26年度予算につきましては、その直近の実績をもとにいたしまして、平成25年度決算見込みを算出しまして、その額に2%ほど伸びを見まして積算し、新年度予算ということで今回計上させていただきました。

それと、財政安定化基金貸付金でございますが、これにつきましては、介護保険料収納額の不足や給付費の増大を原因とする財源不足に必要な費用に充てるためでございます。今回の貸付につきましても、給付費の増大が原因によるものでございます。

次に、認定調査等費の人員雇用賃金でございますが、平成25年度当初予算に比較いたしまして、217万3,000円の増額になっております。この内容といたしましては、介護認定申請窓口受付業務と、それと産休職員の補充のための事務職員2名、それと介護認定調査員3名の、計5名分の積算となっております。前年度経過といたしまして、介護認定調査員1名分を増額計上いたしております。

それから、地域包括支援センターの職員配置の状況でございますが、現在、職員の方は4名でございます。それから、ケアマネでございますけれども、これは非常勤職員が今現在5名でございます。

現状は、そういう人員でございます。平成26年度予算では、ケアマネ5名のうち、2名を嘱託員にして継続いたしております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それでは、門口課長からご答弁をいただきました。ちょっと聞き取れなかったもので、最後、お伺いしておきたい。

平成26年度の介護サービス等の給付費あるいは介護予防サービス等諸費については、3年目の計画値、いわゆるその前年比で2%程度の増で計上されていると、こういうことで、平成25年度の12月定例議会に補正された給付費の伸びについては勘案されていないということであっていいのでしょうか。まあ、それはとりあえず、それはまた教えてくださいね。

財政安定化基金の、これはそれにかかわってお伺いしたいわけですが、670万7,000円ということで、これは12月の補正からすれば、その財源を補うためにどのような手立てがとられるのかということを経験すると、介護給付費準備基金から取り崩して充当してとか、あるいは、ここで計上されている財政安定化基金の貸付金を充当していると、こういうことになるわけでありまして、歳入の部分では、介護給付費準備基金繰入金で4,967万6,000円計上されています。大体僕の記憶では、この第5次介護保険事業計画のその保険料を決めたときに、大体まだ6,000万円余り残っていたというふうに思うんですが、それからすると、約5,000万円、ここで使っているわけで、あと1,000万円近く残っているのかなというふうに思ったんですが、この点もお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、とりわけ認定調査員の臨時雇用賃金なり、地域包括支援センターのこの職員の雇用実態、そういう点で、この間、一定問題提起をいたしました。認定調査員は、課長の答弁では、これまで臨時職員として2名配置をしていたということなんです。それを平成26年度でさらに臨時職員1名配置をしたと、こういうことだというふうに思います。それはそれとして、やはりこの認定の申請のどんどんふえてくる中で、調査員が本当に適宜迅速にやはりそういう申請事務をこなしていく上で、それはもう当然むしろありがたい話なんですけれども、調査員というのは、本当に地域あるいは家庭に入って、やはりその本人や家族から聞き取りをして、本当にその申請をされた方の、この日常生活動作や、あるいは認知の状況とか、本当にチェックをするという大事な仕事で、そういう仕事が臨時職員によって、身分の安定をしない、給与の安い、賃金の安い方々によって支えられているということも、もうこれは改善をしていく必要があるんじゃないかな。この点は市長以下、理事者も一致したところであったというふうに思うわけです。そのことがあって、地域包括支援センター、ケアマネについては、5名のうち嘱託職員が2名に、これは新たにそういう者を、保育士さんとか、これまで議論してきたそういう流れの中で、そういうふうな雇用形態にされてきたのか、たまたまそうなったのか、その点を確認しておきたい。

いずれにしても、介護保険の、市としてやっぱり行う事務で、一番重要な事務、そういうこの方々によって支えられている。優秀で能力ある方だ、それはもうそれで私はいいいいというふうに思うんです。しかし、やはり本当に安定をしてその調査員として、あるいはケアマネとして、地域に根づいて、本当に申請される家族の方と一体になって、調査あるいはいろいろな相談に乗ることができる、そういうやっぱり環境基盤ができてこない、私はそういう事務自身が本当に目的を達成するという点では不十分だと。幾ら能力がやはり優秀であっても、やはりきちっと葛城市の介護保険事業に根づいていただいて、安定した中で仕事をし

てもらおうということが大事だというふうに思うわけで、この点、やはり改善をしていただく、またいただいているのではないかというふうには思うんですが、改めてご答弁を求めておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

12月に補正させていただいたときには、第5期介護保険事業計画の計画値から見ても、給付費全体で106%を超えるような状況でございまして、この数字で推移しますと給付費が足りなくなるというようなことで、1億数千万円の補正をさせていただいた次第でございまして。この平成26年度の当初予算の分につきましては、11月までの実績に、残りを前年の額の2%増というようなことで合算しまして、計画上の2%計上したというようなことでございまして。

それから、準備基金の状況でございまして、この補正をお願いしたときに、当初予算の3,825万8,000円の取り崩しに加えまして、4,648万9,000円の取り崩しをお願いしたということとでございまして、それで差し引きますと、基金残額が4,967万6,000円、今現在残っているようなところでございまして。平成26年度につきましては、その4,967万6,000円を取り崩しまして、足りない部分の670万7,000円を安定化基金から貸し付け願うということとでございまして。

朝岡委員長 市長。

山下市長 今、課長が答弁したような基金の状況になっているということで、平成26年度、第5期を考えていかなければならないという状況だけご承知おきをいただきたいというふうに思っています。

あと、人員のことにつきましては、よくわかっておられる方に継続的に働いていただけるようにということで、嘱託という形をとらせていただいて、引き続き葛城市で働いていただけるように措置をとらせていただいたということとでございまして。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 最後でございまして、大変だな、基金はもう全額、12月の補正と今回の当初予算においてなくなっちゃう。そして、その不足分を財政安定化基金で賄っていくと。しかし、現実には、給付費そのものは2%増ぐらいで、実際にこの居宅介護サービス給付費は、平成26年度の当初予算では6億7,840万円、平成26年度の新年度予算では7,846万5,000円で、施設介護サービス給付費についても7,661万8,000円から8億4,822万2,000円という形で、この12月に補正で出てきた数値そのものが、そのまま反映されたものになっていないということとであります。

それからすると、こういう数字が、例えば居宅介護サービス給付費が、この12月の補正のように平成26年度も推移すれば、給付費が居宅介護サービス給付費で1億円になる。そして、施設介護サービスの方は、大体、それでもやっぱり新年度予算を上回ることになるわけで、これはもう大変なことになるなというふうに思います。しかし、この後、また実際に介護サービスの実態は、要介護者、要支援者のニーズに答えられるものになっているかどうかということも議論をしていかんというふうに思いますけれども、実態として、平成26年度の予算がどういう内容になっているかということは、これであらかた判断できたというふうに思いま

す。

職員の中核を担う認定調査員、あるいは地域包括支援センターとしてのケアマネージャー、こういう方がアルバイトであったり、嘱託であったり、嘱託はこれは一步前進ということだというふうに思えますけどね。やはり私は、ベテランで能力のある人も大事ですけども、新しい職員もある意味育てていくということも必要でありますので、やはりちゃんとした採用をもって充てていくということ、これは費用がかかったとしても、根幹を支えるところでもありますので、ここはこことして費用をかけ、どこかでその分を吸収するというをやってもらわなきゃならないというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて質疑をしてみたい、このように思います。

平成26年度の新年度の予算の入、あらかたの内容はわかりました。しかし、このことによって、この居宅介護サービス、訪問事業あるいはデイサービスやショートステイ等は、本当に利用者のニーズにあった事業になっているのか、あるいは、家庭での過重な介護の中で、特別養護老人ホームを希望されていてもなかなか入れないという、そういう状況に対して与えられているのか、こういう点を2番目のこととしてお伺いをしたい、このように思います。

とりわけ、どうしてもやはり施設入所ということが、私どもの一番の多い相談になるんですね。何とか特養に入りたい、しかし、特養が空いていない。それならば、老人保健施設で3カ月、6カ月時間を空けると、こういうことで、もちろん地域包括支援センターを初め、本当に努力をしていただいて、利用者のニーズに応えるためにいろいろお世話いただいているというのは理解しているわけです。そういう相談が一番多いんですね。やっぱり費用がかかり、大変ですけども、そういうニーズが多い。この12月の補正予算においては、近隣の特別養護老人ホームが開設されることによって、そちらへ入所が進んだということで、待機者が大幅に減ったというご報告をいただきました。今後も、そういう待機者の解消が、平成26年度でどの程度進んでいくのか、見込があるのか。例えば、特別養護老人ホームは近隣では把握してないんですけども、老人保健施設は少なくとも、葛城市内の老人保健施設の増床が決まっています。これは、今年になるのか、来年になるのかというわけで、一定の前進はあるというふうに思いますが、そこはまあいいですから、特養について現状の待機者と、平成26年度においてどれほどその待機者の解消ができるのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、出の方はそれぐらいにしておきたい、このように思います。

入の方でお伺いをしておきたいと思います。この普通徴収の保険料、これが保険者の事務として行われているわけでありまして、普通徴収の徴収率の推移についてお伺いをしたいということ、それから、この間、平成20年度から3年間で、合計3,862万円の滞納繰越分を不能欠損処分してきたわけでありまして、現在、この平成25年度の見込みを含めて、滞納繰越額はどの程度になっているのか。現年分あるいは過年度分の滞納者がどの程度あるの

かお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、特養の待機者の状況でございますが、これは平成25年7月の大体の調べでございます。今回はその与えられた情報が、生年月日、性別などございまして、その情報から、葛城市では独自にその個人を特定いたしまして、現在どういった状況で待機されているか、調査を行いました。その結果、要介護3から5で居宅において待機されている方が44名おられます。それと、老健等の施設に入所中ございまして、特養を待機されている方、これにつきましては34名、合計いたしますと78名の方がおられます。

それから、特養の整備状況でございますが、平成25年4月1日現在では、奈良県全体では86施設、定員の合計といたしまして6,137床整備されております。加えまして、平成25年度中に開設された施設といたしまして、奈良市で3カ所、130床、それから広陵町で1カ所の50床が開設されております。それから、平成26年度開設予定といたしましては、大和郡山市、桜井市、五條市で1カ所ずつ、定員はいずれも50床でございます。それから、開設未定分といたしましては、橿原市で1カ所、50床、それから御所市、下市町で各1カ所、それぞれ40床の増床の予定というところまで把握しております。

続きまして、普通徴収の収納率の推移でございますが、平成23年度は87.91%、平成24年度では91.82%、それから、平成25年度では、3月11日現在では86.88%という収納率になっております。それから、平成25年度の滞納繰越分の状況でございますが、3月12日現在、調定額は1,628万4,350円に対しまして、収入済額が165万500円、収納率にいたしまして10.14%でございます。

白石委員 これ引いた分も残ってるわけね。

門口長寿福祉課長 はい。

白石委員 現年度のも、これ、入ってるの。

門口長寿福祉課長 今申し上げました数字は滞納分です。

白石委員 現年分はどのぐらい出るの、収入未済額。

門口長寿福祉課長 現年分の普通徴収につきましては、調定額が4,884万4,900円、収入済額は4,243万6,200円、収納率にいたしまして86.88%でございます。

白石委員 だから、収入未済額は何ぼなん。

門口長寿福祉課長 収入未済額は640万8,700円になっております。

白石委員 大体いつもそんなもんやね。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長から改めて答弁をいただきました。

ちょっと私、12月の定例会の補正予算の審査の中で、ちょっと言い間違いしてたなど、こういうふうに思います。近隣の特養が開設をされるということで、30名ぐらいの入所できたみたいな認識を持っていたわけでありましてけれども、実際に奈良県の資料に基づいて精査をした結果、要介護3から5の居宅での待機者が44人、老健施設等での待機者が34人で、合わ

せて78人ということは、全く減っていないというふうに思ったわけでありませう。市内に2つの施設があるわけでありませうけれども、これはもう満杯の状況であって、受け入れは困難な状況です。

非常に家族の過重な介護負担が、44件、そういう状況があるということは、本当に心が痛むわけでありませう。現状の居宅介護サービスでは到底支えることができなくて、どうしても施設というようになっているわけです。葛城市としては、残念ですけれども、第4期の事業計画あるいは第5期の事業計画において、地域密着型サービス等において、そういう人たちを独自にでも緩和する施設の整備というのを全く計画されませんでした。もう本当に事業者任せということでありませう。私は、やはり、地域密着型の特定施設入所生活介護施設とか、あるいは小規模多機能型の居宅介護施設を、一定期間だけでも、過重な介護負担を軽減するために、小回りのきく施設サービスを、居宅サービスを支える、そういう施設を、ああいう施設を建設する計画が必要ではないのかというふうに思います。そういうことであるならば、まさに保険料が多少上がっても、市民の皆さんは、この被保険者の皆さんはご納得していただけるといふふうに思います。この点は大きな費用のかかることなので、理事者の方からご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

お願いします。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 今、施設を建てたらどうだというご提案をいただきました。かなり巨額な費用がかかるご提案だというふうに思います。いろんなお金の使い方、先ほどもというか、この議会の冒頭から申しておりますように、限られた財源の中で、どのようなサービスを提供していくのか、市民全体にかかわることをどうやって考えていくのかというのが行政に課せられた使命であるというふうに思っております。葛城市は、現在のところ、施設を建てて、そこで介護をするというような考え方ではなく、白石委員からもご提案をいただいているように、社協がしっかりと努力をして、地域の中でその役割を果たして行って、地域の中で元気になっていただくという方法を、どうやって模索をしていくのかということも含めて、この介護保険は介護保険として、そのサポートをしていく方法をどうやって考えていくのか、社会全体として捉えていくという方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきましたけれども、全く介護サービスというか、介護保険事業に関しては、他の事業と同等の扱いというか、考え方であるということは残念であります。やはり現況というのは、本当に大変な状況であります。これからますます要介護者、要支援者がふえてきます。今の家族の形態の中では、核家族化が進んで、介護力が本当に低下してきているんですね。そんな中で、やはり、単に要支援者だけじゃなくて、家族の人権というか、家族の方の人生全般について考えていくということは、介護保険事業において、私は大事なことだと思います。

介護施設を建てれば、事業費が増嵩し、それが回り回って介護保険料に跳ね返ってくるという、そういうことは当然あります。しかし、こういう施設というのは、まさに雇用を生み、

地域の生産物の消費やいろいろな事務用品等の消費によって、地域経済を回していくという大きな効果があるんですね。だから、介護保険事業として、狭い視野で介護保険料とリンクをさせて考えれば、当然そういうことにはならない。地方においては、この地方の農業生産以上に経済効果を生んでいる。そして、若い人たちの雇用が促進し、さらに葛城市での定着が進んでいるという、そういう効果があるわけです。私は思い切って、そんな大規模なことなんて言っていません。葛城市独自でできる小規模多機能型の居宅介護を支援する、短期間、ショートステイをしっかりと受け入れられる、この小回りのきく施設は最低限考えるべきでありますし、又この地域密着型サービスとして、夜間対応型の訪問介護、こういうものを市が独自のサービスとして、やはり実施をしていくということをししないと、本当に介護地獄が解消されないというふうに思っています。ぜひ、お考えをいただきたい、検討していただきたい、このように思います。

先ほど門口課長からご答弁いただいた滞納繰越分等について、若干漏れましたけど、実際に収納率、平成26年3月11日現在ですか、86.88%、本当に介護保険料も普通徴収における徴収率は平成24年は91.8%になってました。これはもうまれなんですね。大体もう80%の後半でとどまっていると。そして、収入未済額が、平成25年度の見込みでは648万円、大体600万円前後、毎年出てくると、こういう状況の中、本当に介護を受ける側も大変ですし、また保険料を払う側も本当に大変な状況、とりわけ普通徴収という、年金の月額が1万5,000円未満、こういう方がその対象になる。後期高齢者医療制度とは違って、やっぱり介護については、余り命にかかわらないので、こういう徴収率になってくるんですね。やっぱり過重な負担になっているということが証明されて、滞納繰越分が1,500万円程度あるという状況がやっぱり生まれてきているわけであります。

ありがとうございました。

朝岡委員長 予定をいたしておりました質疑の時間がまいりましたので、本件につきましては、この質疑は終結をさせていただきたいと思えます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第14号、平成26年度介護保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の最終年度の予算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は、基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれてまいりました。介護給付費準備基金積立金9,450万円を取り崩し、さらに財政安定化基金1,847万円の取り崩しによって据え置かれたことは、これは一定評価できるものであります。

毎年、今年も年金は減らされます。本当に年金生活者が厳しい生活を余儀なくされている中で、高齢者にとっては、本当に大きな負担になっていることは、普通徴収の徴収率を見れば明らかであります。

1号被保険者のうち、先ほど申しました年金収入年額18万円、月額1万5,000円を超える

被保険者の保険料は、これはもう年金から天引きをされています。ただ何もしないんですね。しかし、それ以下の人たちは、普通徴収という形で、収入が少なくても徴収をされる、そういう仕組みであります。普通徴収の保険料の徴収率は、平成25年度の見込みで86.88%、先ほど門口課長がお答えいただいた、平成22年度で87.91%、平成24年度で91.82%で、非常に低い水準にとどまっている。滞納繰越額はこの3年間で3,862万円不能欠損をしたにも関わらず、やっぱり1,500万円を超える額が残っている。低い収納率、滞納の状況を見れば、とりわけこの普通徴収の被保険者に過重な負担がかかっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に国が引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち、5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金であります。全国の市長会や町村会長が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げて、介護保険料を引き下げる、こういうことをやっていくべきであります。

特別養護老人ホームの施設の待機者も78名、依然として高い水準になります。老人保健施設も入所が困難な状況で、受け入れ先がなくて困っている家庭、あるいは退院できない利用者がおられます。介護施設の整備が抑制されてきた中で、施設サービスが利用できない、こういう状況になっているわけであります。これは国が介護保険事業を導入するに当たって、誰でもが必要なときに必要なサービスが受けられるよと、こういう宣伝文句が全く偽りであったということは、本当に結果を見れば明らかであります。

その上に、平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費、介護施設等の居住費をこの保険の対象から外してしまい、全額利用者負担になりました。同時に、デイサービスやショートステイの利用料も引き上げられました。大幅な引き上げが行われたわけがあります。施設入所の1カ月の利用料が15万円から16万円にも跳ね上がったわけですね。これは本当に入りたくても入れないような状況も生まれてきているわけであります。

私は、このような状況、本当に今解決する計画を持たないと大変なことになるというふうに思います。我が国の高齢社会のテンポは、平成27年、来年、高齢者のひとり暮らしの世帯が、高齢世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加する。認知症の高齢者も、現在の150万人から、平成27年度には約250万人に増加することが予想されているんです。この高齢社会の見通しから明らかになるのは、家族介護に依存をしている、そういう現状を早急に改善しなければ、先ほどから言っている、まさに介護地獄が広がっていくということになるわけがあります。在宅介護を支援する地域包括支援センターの充実、小規模多機能型施設の整備や特別養護老人ホームなどのサービス施設の整備が重要であります。地域の経済にも貢献をする、雇用にも貢献をすると私は考えます。国の対応を待っては間に合わない、民間事業者と力を合わせますけども、それだけに頼らない葛城市の整備計画を策定して、サービス基盤の整備にただちに着手されることを求めて、反対討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

西井委員。

西井委員 議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算につきましては、賛成の立場で討論を

させていただきます。

高齢化が確実に進み、介護を必要とする高齢者が今後ふえていくことは、葛城市におきましても例外ではありません。第5期介護保険事業計画の中で、平成25年度の高齢化率は24.4%と予測されておりますが、3月1日時点では、それを上回る24.6%に達しており、約4人に1人が65歳以上の高齢者という現状です。

そういった中、本市の最近の傾向といたしましては、介護認定者数は横ばい傾向、認定率は減少傾向で、奈良県平均を下回っており、介護予防を主とした施策、支援の成果の表れではないかと考えるものであります。

地域支援事業では、認知症予防や緊急通報体制整備事業のさらなる拡大などを見込んでおり、総合的な介護予防の推進を期待するものであります。

保険給付におきましては、施設給付や介護予防給付などを中心に計画値を上回る伸びを見せており、今回の予算では計画値に捉われることなく、実情を捉え、介護給付費準備基金の取り崩し、財政安定化基金の活用を適切に行い、保険給付費を適正に見込んでいられると考えられます。今後においても、介護予防事業に対する効果の評価検証を行い、なお一層の保険給付の適正化に努められ、保健事業の円滑な運営に努められることを望むものであります。

また、新年度において策定予定の第6期介護保険事業計画では、保険給付サービスの見込みを的確に捉え、高齢者を支える基盤づくりや高齢者に対する総合相談、支援業務のさらなる充実と保険料上昇の抑制を期待するとともに、必要な人に必要な支援サービスが行える体制づくり、健全な介護保険事業の運営をお願いいたし、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

引き続き、議第19号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

それでは、本案について、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議第19号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,708万4,000円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目介護認定審査会一般管理費では1,061万1,000円を計上いたしております。次、2 項審査会費、1 目介護認定審査会費では522万8,000円を計上いたしております。2 目市町村審査会費では124万5,000円を計上いたしております。

戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目介護認定審査会共同設置負担金766万8,000円を計上いたしております。次に、2 目市町村審査会共同設置負担金65万円を計上いたしております。

次に、2 款繰入金、1 項繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金では817万1,000円を計上いたしております。2 目一般会計繰入金では59万5,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、次に、議第17号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

矢間都市整備部長 整備部の矢間です。よろしく申し上げます。

それでは、議第17号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1 ページをお開き願います。

第1 条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ80万円と定めさせていただこうとするものでございます。

第2 条、一時借入金でございますが、一時借入金の最高額は100万円と定めようとするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7 ページをお開き願います。

1 款住宅新築資金貸付事業費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では14万9,000円の予算計上となっております。11 節需用費では、印刷製本費といたしまして4 万3,000円、19 節負担金補助及び交付金では、資金回収管理組合への負担金といたしまして10万6,000円の予算

を計上しております。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金では、65万1,000円の一般会計への繰出金を見込んでおります。

以上、歳出合計80万円の予算計上となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページにお戻りください。

1款諸収入、1項雑入、1目雑入といたしましては、貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして、74万4,000円の予算を計上させていただいております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金として5万6,000円の予算を計上させていただいております。

以上、歳入合計が80万円の金額となっております。

以上で、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論も終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号議案は、原案のとおりに可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時40分

再 開 午後4時01分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、次に、議第16号、平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

田中部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま提案をいただきました議第16号、平成26年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,100万円と定めることとございます。

それでは、続きまして、歳出よりご説明を申し上げますので、7ページをお開きください。

1款1項1目の学校給食総務費でございますが、予算額7,821万1,000円で、主なものとしたしましては、1節報酬で学校給食運営委員会報酬及び嘱託委員報酬でございます、3,285万3,000円でございます。2節の給料で1,772万円、7節賃金で932万4,000円、19節負担金補助及び交付金で301万6,000円でございます。続きまして、2目学校給食管理費でございますが、予算額2億1,443万8,000円でございます。主なものとしたしましては、11節需用費2,408万3,000円でございます。内訳としまして、給食に係ります消耗品、施設の燃料費や光熱水費、電気代でございます。調理設備の修繕料に係る費用等でございます。

続きまして、13節委託料でございますが、清掃委託料や設備等保守点検委託、害虫駆除などの委託料でございます。16節原材料費でございますが、給食材料費に係るものでございまして、児童生徒からいただく給食費と市から一部負担をいただく費用とで、この材料費に充てております。

続きまして、3目学校給食センター建設事業費でございますが、予算額13億8,835万1,000円でございます。主なものとしたしましては、8節報償費ですが、これは業務委託をプロポーザルで行う予定をしております、委員会を設置した際に、外部委員に支払う報償費でございます。次に、13節委託料でございますが、測量設計や工事管理に係る委託料でございます。15節工事費13億6,660万円は、平成26年度に建屋の建築にかかるわけでございます、それにかかる工事費でございます。次に18節庁用備品591万3,000円でございますが、センターの事務所などに係る備品の購入費用でございます。

以上、歳出でございます。

戻っていただきまして、5ページ、6ページをごらんください。

歳入予算でございます。

1款分担金及び負担金の1項負担金の1目教育費負担金でございますが、予算額が1億7,855万2,000円でございます。1節学校給食負担金としまして、児童生徒からいただく給食費でございます。

続きまして、2款国庫支出金の1項国庫補助金の1目教育費国庫補助金でございますが、予算額が7,152万1,000円でございます。1節学校給食費補助金としまして、これは学校施設環境改善交付金事業補助金として歳入が見込まれる補助金でございます。

続きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、予算額としまして14億3,085万9,000円でございます。これは給食会計の予算上の不足額を一般会計から繰り入れていただいている費用であります。

主な歳入は以上でございます。

なお、9ページから16ページには、給与費の明細書がつけてございまして、前年度と今年度の比較をごらんいただけるようになっております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 それでは、議第16号、平成26年度葛城市学校給食特別会計予算について、若干お伺いをしておきたい、このように思います。

今、田中部長から説明がありました。歳出の8ページの3目の学校給食センター建設事業費、15節の工事請負費13億6,660万円ということで、本体の建設にとりかかると、こういうことでもあります。これは実施設計に伴い積算をされた、そういう事業費だと、こういうふうと思うわけでありまして、私は、総務文教常任委員では当時なかったわけでありまして、その予定の学校給食センター建設事業費というのは、当初14億8,000万円と、このように認識をしておりました。この間、造成工事が行われるなどしてきているわけでありまして、それからすると、当初見込まれていた14億8,000万円のこの工事請負費の予算額からすれば、超えていくのではないかとこのように思うわけでありまして、実際にこの造成費あるいは建設事業費に係る経費を合わせて、どの程度の事業費になるのかお伺いしておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 田中部長。

田中教育部長 ただいま白石委員のご質問でございます。平成23年6月の総務文教常任委員会におきましてお示ししております事業費、白石委員もおっしゃってますように、14億8,000万円でございますが、これ以後、東日本大震災によります人件費や材料費などのコスト高の影響、また4月からの消費税8%の影響がありまして、実施設計におきましてコスト等の見直しを十分に精査行いました。その結果、事業費につきましては、約2億4,000万円程度の増加をする見込みとなっております。この中には、コジェネレーション施設の導入によります費用、それから、敷地造成費など、それとコスト高の部分及び消費税3%の影響等による費用等が含まれることとなります。

それから、この造成費の中で、これには地域の元気交付金というのを1億1,000万円ほどの財源の方を充てさせていただきますことを補足説明とさせていただきます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 田中部長からご答弁をいただきました。それぞれコジェネレーションの経費にかかるもの、造成費、あるいは消費税分、冒頭で言われた東日本大震災等による人件費、資機材等の高騰分、こういうふうに言われました。合わせて2億4,000万円がそのようなことによって費用が高騰することになります。14億8,000万円でありましたから、17億2,000万円ということなのではないでしょうか。

それと、概算でよろしいですから、消費税分あるいは造成分、東日本大震災等の影響によるコスト高、この点、おわかりでしたらお伺いしておきたいというふうに思っています。

朝岡委員長 田中部長。

田中教育部長 その約2億4,000万円程度の内訳でございます。まずこの中には、コジェネレーションシステム導入によります約5,000万円、それから敷地造成費などコスト高の部分としまして1億3,000万円とコスト高2,000万円ということで1億5,000万円、それから消費税の3%

の影響ということで4,000万円ということで、この辺が内訳でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 質疑が出てませんので、あれですけども、造成費は1億3,000万円プラスになってる。あの補正予算は何やったんや。ちょっとようわからんな。それはまたお伺いをしておきたいと思います。

とにかく、私は本定例会の一般質問において、新市建設計画における、やはり事業費の削減をし、とりわけ公債費の削減を図っていくことが肝要だと、こういうことでこの議論をさせていただきました。2億4,000万円が逆にふえてきたということで、これは個々に見れば、原課は必ず事業をやり上げないかんという形で、必要な事業費を追加しているということになるわけでありまして、葛城市の将来の財政問題を考えたときに、ただそれだけでよしとするということはなかなかできないわけで、2億4,000万円ということでありまして、これらを改めて、この執行の中で削減に努めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 1点だけ質問をさせていただきます。私も、この7ページのところに書いてございますが、学校給食運営委員会ということで厚生文教常任委員会の方から議会代表ということで出させていただきますまして、いろいろと給食について、先日の常任委員会の方でもお話しさせていただきました。おいしい給食を提供されているということで、試食もさせていただきました。そこで、8ページの学校給食管理費の16節原材料費1億8,800万円、これについて若干お聞きをさせていただきたいと思います。

その常任委員会のところででも、地産地消の材料であつたりというふうなご意見もありました。この材料については、恐らく半製品といいますか、加工品ですか、練り物とか、そういうものも含めて、いろいろと原材料として仕入れておられるというふうに思いますけど、ざっと野菜が何ぼぐらいとか、米が何トンぐらいとか、その辺のところがありましたら、お聞かせをまず願いたいと思います。

朝岡委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 給食センターの松田です。よろしく申し上げます。

原材料の内訳、ほぼ約ですけども、野菜全体で両センターで、昨年、平成24年度でしたら5万1,729キロありました。それで米ですけども、新庄給食センターで1万8,000キロ、それと當麻給食センターで1万4,800キロとなっております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。まず、野菜の51トン、先日もいろいろと、そういう野菜、地元で使う、地元になんといういろんなご意見もあって、どれだけ要るのやというふうなお話も、

私、させていただいて、今後、道の駅を仲介して、いろんな手法はあるかと思いますが、注文してつくっていただくと、こういう流れにしていくことが、今後の地産地消運動にもつながりますし、非常に顔の見える農産物の提供というようなことも期待できるかというふうに思いますので、ぜひともそういう方向で、担当の方の整理も十分にさせていただいて、メニューは決まらないとは思いますが、年間の大体の、キャベツが何トンとかというのは大体もうわかると思いますので、それに応じたメニューといえますか、後づけになります。早めのそういうメニュー提示をしていただくことが、農家にとっては非常に準備、段取り、スケジュールが組みやすいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、お米の33トン、これも私、いろんなお話があつて、ちょっと流れを確認させていただきました。お米は、奈良県農協に出荷をされたお米を、JAならけんは県内の卸業者さんと、それから学校給食と、2つに分かれて販売をされます。ルートが学校給食か、もう卸業者さん、どっちかしかない、という流れに。学校給食がJAならけんから買って、精米にかけて各給食センターに配られると、こういう流れだそうです。ところが、ところがというんですか、そういう流れで奈良県中の給食センターに精米所から、きょうは葛城市1トン、何々市1トンと、こういう配られる。1回に10トンぐらいの精米をされているという地区もある。大きな10トンという1つの精米ロットなのでなかなか、葛城市、今月は2トンやとか、33トンでしたら、2トンとか3トンとか、月1回になってるそうです。2トンだけ精米するというのが難しい。だから、地元の米をなかなか地元に出すに、という精米の流れがあるように聞いてます。ただ、そういう実際ロットの精米があるのかないのかとか、そういうことも今後はいろいろと要望に応じて話をする必要があるのかなと、こういうふうにも感じましたので、ちょっと私も何らかの形で対応できたら、検討する方向でお話は聞かせていただくようにします。

あと、ここをもう少し聞きたいのは、農家は野菜をつくる時に、普通、市場等に出荷される場合は、栽培履歴等をされます。要するに農薬を何ぼ使いました、適正に安全確認の栽培履歴という、そういう証明書を発行したやつを市場に出されます。ところが、やっぱり学校給食、私はもうおいしいイコール安全、この2本がないと学校給食、なかなかお子さんに安心していただける、やっぱり証明でございますので、そうすると、学校給食として、農家が出されてるそういう安全確認の証書なり、そういうものを確認していただいているのか、もしなかったら仕入れ業者さん等に要請をしていただいて、それを持ってこいやと、そういう証明のある野菜を頂戴とか、その辺のところも業者さんをお願いとして出せるんじゃないかなと、恐らく出ると思いますけれども。その辺のところの確認を、現段階でお米も含めてされてるのかどうか、ちょっとご返答をお願い申し上げます。

朝岡委員長 はい、どうぞ。主幹。

松田学校給食センター主幹 給食センターの松田です。米につきましては、学校給食会が全て購入しております……。

野菜につきましては、仕入れ業者さんから購入してますので、今のところ、農家の履歴とか、そういうのは確認しておりません。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 もし、この予算の中にも残留農薬検査というのはやっておられませんし、恐らく学校給食でそんなことをする、まあ1サンプルに10万円とかかかるそういう検査費用なんで。恐らく道の駅とか、直売所になると、そういうこともやられて、小売りをする段階では非常にシビアに残留農薬については確認をされてるといふふうに聞いてます。学校給食、そんな検査もできないし、スポット的にやっても意味ないと。常に安全なものを確保したいとなれば、やっぱりそういう仲業者さんに安全の証明をいただくということを、今後やはり納入条件として出されるというのも1つの策かというふうに思います。そういうことも今後の給食の安全面から見て、業者さんにそういうご要望を出されていただきたいなということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 いろいろ地産地消につきましては、それはもう学校給食のおいしい給食をつくるためには、より積極的に取り組んでまいりたいと。現在、野菜類では、地元産を市内でおよそ10%、使用している野菜の10%ですから、これをどこまでですけども、可能な限り拡大をしていきたい。ただ、今、増田委員もおっしゃっていただいていますように、あくまで安心安全の給食をどう提供していくかというのは、私どもの一番のところでございます、おいしいと同時に。検査体制、どういうところに依頼していくのか、そういうシステム、こういうことは私ども、まだまだわからないところがございますので、研究しながら、また皆さん方、専門家の方のお知恵を借りながら、その辺、研究もしながらいいシステムというか、体制づくりをしながら地産地消を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 失礼します。今、増田委員の学校給食の材料のことなんですけれども、私、12月の一般質問で食育のことを質問させていただきました折に、米飯給食、和食型にしていこうという、そういった流れの中で、米飯との割合を聞かせていただいたと思うんです。今、この中にも全て込みで材料費が上がっているわけなんです、なかなか、今、増田委員がおっしゃったみたいに、米飯を、炊飯という部分の業務委託等でいろんなコストがかかっているということは伺っておりますが、全ていろんな材料費のやりくりを考えまして、米飯をもう一回でもしていただくとか、それが月に1回でもふやしていただくという、保育所給食が非常にいい成果があるという流れからも、学校給食もそういった米飯を食べるといふ、昼間にお米を食べるといふ流れをつくっていただきたいという要望は私の方でもございました。

いろいろと委託の内容につきまして、米飯、ご飯を1食当たり幾らかかるかという内容には、細かい分類があるようなことも聞かせていただいたんですけども、ちょっとそのあたりのことを伺いさせていただきたいと思っております。

ご飯を給食に1回入れると幾らかかるかと、その中に含まれてる米の委託にされてる炊飯にかかる費用、それからお米、原材料にかかる費用、何か食器とかに入ってるような、リー

スですか、食器代っていうんですか、そういったことがあるようなことを聞かせていただいたことが。

朝岡委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 給食センターの高橋でございます。よろしくお願いします。

ただいまの川村委員のご質問でございます。米飯給食とパン給食のまず違いでございますが、この米飯給食に関しまして、幼稚園から中学生までのグラム数が皆違います。60グラムから110グラムまでございまして、平均いたしましたら、米代といたしましては、大体30円弱ぐらいになろうかと思えます。それと、米飯給食の加工賃でございますが、平成25年度は35円でいたしております。それと、パンにつきましては、これもグラム数が異なっておりまして、平均グラムでいきますと1個当たり10円弱程度かかっております。その加工賃でございますが、加工賃は大体36円程度になろうかと思えます。その加工賃につきましては、米飯とパン、いずれも違いはないと思えますが、お米代、パンの小麦代、これが変わってきますので、その分が違いが出てくると、このように思っております。

以上です。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。材料費で20円の違いということで、この違いが3倍も値段が違うわけなんです、全体に1食当たりの給食1飯に対しても賄い材料費等のことも考えた上のどのぐらいの割合かと考えたときに、これが非常に大きなウェイトかとなったときには、そのようには感じないと思うんです。そこで、やっぱり米飯を食べさせる、朝の朝食をきちっととれて、ご飯を食べてくるという流れであればいいんですが、昼ご飯にしっかりとご飯を食べさせていく食育を推進していただくためには、また1つ工夫をお願いしたいということでございます。以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、議第15号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議第15号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,900万円を定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額が5億5,000万円と定めるものでございます。

第2条の地方債でございしますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額は1億940万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、9ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3億3,337万9,000円の予算計上でございます。職員2名分の人件費といたしまして、2節給料、3節の職員手当等、4節共済費を合わせまして1,877万5,000円の予算となっております。11節需用費では、マンホールポンプの電気代、下水道施設修繕代といたしまして304万4,000円でございます。12節役務費では、マンホールポンプの電話回線代などで93万2,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料など1,947万円でございます。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料といたしまして120万円でございます。15節工事請負費では、下水道管渠施設の維持管理工事費といたしまして500万円でございます。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金並びに水洗便所改造助成金などといたしまして、2億6,656万6,000円でございます。

めくっていただきまして、10ページでございます。27節公課費では、消費税分といたしまして1,796万円を計上いたしております。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、1億377万2,000円の予算計上でございます。職員3名分の人件費といたしまして、2節の給料、3節の職員手当等と4節の共済費を合わせまして1,780万円を計上いたしております。7節賃金では、臨時雇用賃金といたしまして110万1,000円でございます。11節需用費では、消耗品、燃料費など138万5,000円でございます。13節委託料では、下水道工事に伴います測量設計等委託料として800万円でございます。11ページに移りまして、15節工事請負費では、管渠布設舗装復旧工事費といたしまして7,300万円でございます。2目の流域下水道事業費では、2,587万5,000円の予算計上でございます。これにつきましては、流域下水道建設負担金並びに協議会負担金でございます。

3款1項公債費、1目元金では、償還元金といたしまして7億6,758万1,000円でございます。2目の利子では、償還に伴います利息と一時借入金と利子といたしまして、2億8,839万3,000円と計上いたしております。

次に、歳入のご説明をさせていただきます。7ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目の下水道使用料といたしまして、3 億9,803 万8,000 円の予算計上でございます。2 項手数料、1 目下水道手数料では、配水設備指定工事店等の登録手数料といたしまして、35 万5,000 円の計上でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目公共下水道事業費国庫補助金では、工事並びに委託料に伴います国庫補助金といたしまして、800 万円の計上でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして9 億9,749 万7,000 円の計上でございます。

4 款1 項1 目繰越金では、前年度からの繰越金として20 万円の計上でございます。

めくっていただきまして、8 ページでございます。5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入では、人件費負担金といたしまして551 万円の計上でございます。

6 款市債、1 項市債、1 目下水道債では、1 億940 万円の計上となっております。その内訳といたしまして、1 節の公共下水道事業債では8,370 万円、2 節の流域下水道事業債では2,570 万円となっております。なお、予算書の12 ページから18 ページにかけましては、給与費の明細書、19 ページにつきましては、下水道事業債の現在高並びに見込額を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成26 年度下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

赤井委員。

赤井委員 歳出の9 ページの19 節の下水道改造助成金の推移についてお尋ねします。それから、歳入の1 目の下水道使用料の、これの推移についてもよろしくお願いたします。

朝岡委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。それでは、赤井委員の助成金の件でございますが、助成金の推移につきましては、平成22 年度から申し上げます。平成22 年度につきましては70 件、平成23 年度におきまして46 件、平成24 年度におきまして36 件、現在、平成25 年度ですが、1 月末現在では、今のところ3 件です。助成金については以上です。

下水道の使用料の推移でございますが、これにつきましても平成22 年度から申し上げます。平成22 年度につきましては4 億4,157 万5,290 円です。平成23 年度におきましては4 億1,509 万8,570 円、平成24 年度におきましては3 億7,967 万7,130 円です。平成25 年度の見込みとしましては、3 億7,617 万円でございます。

済みません、失礼しました。今のちょっと間違いで、3 億6,231 万円でございます。

以上です。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 助成の方ですけれども、だんだん平成22 年度からずっと下がってる状態ということは、それほど改造がないということですね。

朝岡委員長 青木課長。

青木下水道課長 この助成金につきましては、供用開始してから3 年以内ということの中で、3 年過

ぎたらもう助成金はありませんので、一応3年以内に改造された方については助成している
のでございます。

朝岡委員長 市長。

山下市長 今、現在やっている下水道事業というのは、もうほぼ市内全域に対しておおむね普及させて
いただいたというところで、毎年予算計上、工事費もそんなに、今年も500万円しか計上
しておりませんし、それほどたくさんの工事費を計上しているわけではございません。です
から、大きな事業が終わってから3年以内ということでございますので、その対象数が減っ
てきているということによる大幅な減少だということをご理解いただきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 今年の、今の現在で、下水道の普及率はどのようになっておりますか。

朝岡委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。ただいまの西井委員の下水道の普及率の件でございますが、
平成24年度末におきましては98.2%ですが、平成25年度の今の見込みとしましては、98.1%
ということで予想を立てております。そのままの値で、平成26年度の見込みとしましては
98.8%という予想を立てております。

以上です。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 あと1.1%が普及しにくいところで、工事延長が長くなるとかいう問題点があるところ
が多いと思いますが、何なりの方向で100%に、費用対効果もあるから、そういうところは除
いとけというわけにもいかないので、ちょっとその辺、工事方法なり何なり考えて、全家庭
ができるように努力してもらいたいと思います。答弁はもう結構です。努力してもらおうとい
うことで。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 全体的なことで、認可面積、それから整備面積、これは変わってないと思うんです。
数字でいったら、認可面積1,252.1ヘクタール、それから整備面積1,038.11平方メートル、
これとか、戸数も1万2,211戸は変わらないですね。それはそれで調べてもうたら、変わっ
たら変わったと教えてもうたらええわけやけど。その中で、いわゆる、今、西井委員が言わ
れた普及率は、整備率、水洗化率と、こうあるわけやけど、ちょっと平成24年、予算はわか
るんやけど、決算が書いてないので、平成24年度、平成25年度の率を教えてもらいたいと思
うのと、それから、ついでに歳入の方に行ったら、下水道の使用料、3月で、ちょっと私、
手持ちになかったんやったら、かなり大きな減額、使用料してあると思うんやけども、今、
課長が言われた3億6,231万円となってきたら、これまた増額せなあかんの違うんか。その
3月補正よりかは入りすぎてないの。

これをちょっと1点と、それから、この歳出のいわゆる9ページ、助成金ですね。3年以
内、これもわかるわけやけども、毎年100戸組んで、どんどん下がってきて、50戸組んで、

今年45戸でんのか、戸数にしたら。それで、実績は今現在3戸と、こうなってきたら、やっぱり下水道課として、いわゆるこの助成金の、この間に早うしてくれということも大事やけども、例えばもう期限切れて、供用開始して5年、6年たつてあるところでも、やっぱり加入率を上げるように促進をしてもらわないと、例えば、し尿のところで言うところのわけやけども、今合併したときに、旧の當麻町で浄化槽助成してる分あるんねんな。この浄化槽も、本来からいうと、毎年減ってこなあかんわけやけども、下水道を一部接続できてないところがあるので、浄化槽がふえてくるともなってくるし、いわゆるし尿の処理量というのかな、これも下水道が普及してあるのがついたかって、その下水の加入のし尿の処理量というのか、これの減ってく、バランスがおうてないように思うんや。

そやから、できるだけ下水につないでもうたら、処理量減ってこなあかんわけやけども、そのぐらい目に見えても減ってこん。そこへ、今言うたように、浄化槽から下水道に切りかえる、これもそんな目立ったんしてない。そこへ今言うてる使用料が、年々歳入見とつたら、課長の報告であつたら、減ってきとるわけやんな。そやから、何でこうなるのか。

それとちょっとさっき言い忘れたけど、できたら、今実際何戸下水に加入してはるのか、その中で大口が何戸あんねということも教えてもうたら、大体わかるんかなと思うわけやけども、そうしないと、今言うたように、し尿の処理量がよう減ってこない。そこへ下水の加入もえろうなってこないとなつていったら、今後の下水道会計自身が、もう使用料でしか歳入は入ってこないわけやし、今、市長が言われたように、工事はほとんどもう済んであるというか、もう整備率も伴ってきてあるわけやけど、問題は水洗化率やわな。これをもっと上げていかないと、使用料がふえてこない。そこらを、口で言うのは簡単かもわからんけども、そやから、努力してもらわんと、この会計もたへんねん。だから、その辺をちょっと説明願いたいと思います。

朝岡委員長 西川主幹。

西川下水道課主幹 下水道の西川でございます。ただいまの岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

認可面積につきましては1,228ヘクタール、整備面積につきましては、平成24年度末で1,114ヘクタール、平成25年度末の見込みの整備面積ですけども、1,120ヘクタールとなる見込みです。それから、整備率、普及率、水洗化率でございますけども、平成24年末の整備率で90.7%、普及率で98.2%、それから水洗化率につきましては86.7%、それから、平成25年の見込みの整備率、普及率、水洗化率でございますけども、整備率が91.2%、普及率が98.8%、それから水洗化率につきましては87.5%を見込んでおります。

あと、水洗化の処理区域内世帯数でございますけども、平成24年度末が1万3,511戸、それから、平成25年度末見込みですけども1万3,586戸。その中で、平成24年度末の水洗化戸数でございますけども1万1,427戸。平成25年度末見込みでございますけども1万1,920戸と見込んでいます。

あと大口事業所でございますけども、今現在接続いただいております事業所、大口ですけども、22戸ございます。使用料は減少傾向につきましてはですけども、平成23年度よりシャープの事

業後退によりまして、年々減らされております。今年度、年間、シャープの使用料が約3万トンになっております。平成23年度ぐらいでしたら50万トンぐらい使っていただいておりますので、その分の使用料の減少となっております。また、来年度、使用料の増額を見込んでおりますけれども、大同薬品の方で、第二工場接続が完成できましたので、来年度、大同薬品で6万トンほどの増収を見込んでおります。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今、詳細に説明してもらったわけですが、私の聞き方が悪かったのかわからへんけど、それはシャープが減ってることはようわかってる。そやけども、さっきも言った、言うは簡単かいうたら、その減った分をどこでカバーするかということを考えてほしいがために嫌味を言うとするわけや。まあ言うたらな。これ、戸数にしたかって、加入戸数で大方550戸ふえた計算になつてるわけです。そやけど、それはシャープだけやないけども、大口中から見たら、500戸いったってしれとるもんや、量によっては。そやけども、もうちょっと上げてもらわんと、今言うてはるように、水洗化率、まだ90%乗ってないわけです。こんだけ整備をして、水洗化が90%乗ってなかったら、さっきの西井委員の話かて、もうちょっとと言うてはるけど、かなり率は縮まった、十何%ぐらいまでな。100%としてやで。

そやけど、これでなかなかいかへんけども、やっぱりこれを達成しないと、全体これ見てもうたかって、工事費ないさかい少ない金額になってあるけど、入ってくる使用料、今でも予算ふえんのやいうたかって、4億円乗ってないわけや。そうやってきたら、何ぼでもこれ、一般会計補てんしていかんと、こんなの起債の金も返していかれへん。だから、それは近い将来全部ゼロって、これはもう無理な話かわからんけども、ある程度借金した分は一般会計でおぎなわんとあかんけども、ある程度の維持管理ぐらいは賄えるような方法にもっていつてもうたらなということ言うてるわけや。気い悪うせんと聞いておいてほしいと思うし、将来、部長、どうですか。このぐらいいきまんねんという目標おまへんか。

朝岡委員長 市長。

山下市長 皆心配をするところですね。シャープのように50万トン、60万トン使うような企業がなくなって。ただ大同薬品、そこまでいかないですけども、かなり量をふやしていただいておりますので、その分の若干の増が見込まれるところでございます。ただ、去年、平成24年から平成25年に向けて500戸ふえてきたということで、引き続きその努力をしていくということとともに、3年間5万円という、今までの、これ、合併以降、そういう枠組みをつくってまいりましたけれども、いろいろと私も議員のときから提案をさせていただいて、何か助成制度できへんのかというようなお話も議論させていただいたように覚えておりますけれども、新たな方法をまた考えて、取り組んでいけるようにしてまいりたいというふうに思います。

それと、やっぱりこれは値段を上げる上げない、わからないですけども、一般会計から10億円も入れているという事実は、これも所信表明で言いましたけれども、10年間10億円入れ続けている、これで10年間100億円も入っているわけですね。工事の部分は支え続けなきゃ

ならんというふうにおっしゃっていただきましたけれども、このあたり、今後10年にわたってどうしていくべきなのか、考えていく時期に入ってきたのかなとも思います。健全な財政運営をしていけるように、また、接続していただきにくい方にも接続していただけるように、いろいろと知恵を出しながら努力をしてまいりたいというふうに思います。

あと、処理量で甘いやないかいというお話がありましたけれども、平成23年、平成24年が、例えば王将さんであるとか、新たに下水道に接続されたところが、葛城地区清掃事務組合の方に処理を依頼されて、大型で持っていかれたりとか、学校法人が持っていかれたり、大型の突発的なものが入りましたので、急激に処理量がふえたということがあって、そのバランスが見えにくいというようなところもあるかと思えますけれども、そういうことも加味していただけたらというふうに思っております。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 市長のおっしゃることはようわかるわけやし、それは今言う特殊な大口のところ、浄化槽がこっちへ切りかえた、それはわかるのやけど、そういうことを言うてるのやなしに、やっぱり努力はしてくれてるのはようわかるわけやし、そやから、できるだけ加入率を上げてほしいということをお願いしてるのと、これは一般会計から10億円と言われるんやけど、もう10年したら、120億円ぐらい消えよるわけや。これは私はしゃあないかなと思うわけすわ。この工事費とか設備投資、もうこれを今、市長おっしゃる、解消しようと思うたら、まあちょっと私の頭では理解できへんと思うわけで、そんなんはええとしたかて、ほんまに前々からお願いしとるように、できるだけ戸数をやっぱりやっていかな、このままでは、ほんまに自分らの維持管理の分だけでも出てこないような状態になつとるわけやから、できるだけ、もうお願いするしかしゃあないわけやから、1件でも多い戸数の加入に努力してもらいたいというように思います。

終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

水道事業に入る前に、先ほどの議第18号の、可決をさせていただきました葛城市霊苑事業特別会計の質疑の中で、岡本副委員長からご質問があった管理料滞納者がいるかという質問のところ、若干訂正があるようでございますので、生野部長、今来ていただいておりますから、

もう一度再答弁を願って、皆様のご了解をいただきたいと思います。

どうぞ。生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。もう一度お願いいたします。

先ほどの霊苑事業の特別会計の岡本副委員長の質疑の中で誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただいて、おわび申し上げたいと思います。

その内容と申しますのは、岡本副委員長の質問の中の過年度分の滞納が16件あるという説明をさせていただいております。その中で、霊苑条例第13条第1項4号に基づく管理費を10年以上納付しなかったときというのに該当する者はあるのかというご質問があったというように思っております。その中で、環境課長が答えましたのは、10年以上の滞納はないという回答をいたしましたわけですが、1件、11年滞納しているのが1件あるわけですが、この方につきましては、当然墓地の利用許可を取り消す該当になるわけではございますが、この方につきましては、墓標が購入されております。当然墓標等が立っておる分をそのまま返還ということにもいかないわけですが、担当といたしましては、この3月3日にも滞納者に対して、そういう管理料の支払いの催告を行っておるわけですが、今後におきましても、本人等と面談を行いまして、管理料を納付していただくよう努力したいというように思っております。先ほどのないという発言に対しまして、1件ございましたので、それを訂正させていただきたくお願い申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

以上です。

朝岡委員長 ただいま申し出がございましたように、質疑の内容を一部変更させていただくということでご了解いただきたいと思います。

岡本副委員長 ありがとうございます。

朝岡委員長 そのようにさせていただいて、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、議第21号、平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議第21号、平成26年度葛城市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。なお、平成26年度より公営企業会計制度への移行によりまして、予算計上について見直しされている部分がございますので、これにつきましては、随時、予算書の収入支出の見積もり基礎において説明させていただきますので、よろしく申し上げます。まず、1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございます。1の給水戸数につきましては1万3,662戸、年間配水量につきましては465万5,000立方メートル、年間給水量は442万2,000立方メートルを見込んでおります。そのうち、県営水道からの受水量は100万立方メートルとなっておりますが、うち10万立方メートルにつきましては、湧水、水質異常あるいは原水、貯水池の改修工事等による原水不足等によります緊急時のための予算措置でございますが、実際の原水の契約水

量につきましても100万立方メートルを予定いたしておるところでございます。また、それに伴います受水池につきましても、予備を含めまして、予算計上では21.48%でございます。

次に、4の1日の平均給水量は1万2,115立方メートルを、主要な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、次ページに記載の第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明をさせていただきますので、28ページをお開きください。

水道事業会計につきまして、収入からご説明をさせていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では、8億4,519万5,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では7億1,449万4,000円でございます。うち1目の給水収益では6億5,059万6,000円の水道使用料収入でございます。説明欄の供給単価につきましては147円12銭でございます。2目の受託工事収益では1,470万円でございます。開発に係ります新設工事等収益と給水装置などの収益工事収益でございます。3目のその他営業収益では4,919万8,000円でございます。給水分担金や量水器ボックスなどの材料の売却収益と、下水道料金の徴収に伴います事務手数料等などでございます。なお、給水分担金の3,760万円でございますが、平成25年度までは資本的収入の負担金その他諸収入に計上しておりましたが、地方公営企業会計の改正に伴いまして、固定資産とひもづけできないものについては、収益的収入のその他営業収益として計上することになりました。

次に、2項の営業外収益でございます。1億3,070万1,000円でございます。内訳につきましては、預金等の受取利息・受取利子496万2,000円、長期前受金戻入として1億2,380万7,000円、これにつきましては、地方公営企業会計の改正により償却資産不足のために交付されました工事負担金、国庫補助金等が貸借対照表の記載の長期前受金といたしまして計上することになり、これらの財源とする固定資産の減価償却をする場合は、減価償却に応じて長期前受金から長期前受金戻入として収益計上することになりました。雑収益といたしまして193万2,000円で、水道用地の貸付料等でございます。

次に、29ページに移りまして、収益的支出でございます。

1款の水道事業費といたしまして、7億334万5,000円でございます。給水原価につきましては146円17銭でございます。内訳といたしましては、1項の営業費用につきましては、6億4,289万7,000円でございます。うち1目の原水及び浄水費では2億8,764万8,000円でございます。主なものといたしましては、職員3名分の人件費で、1節の給料、2節の手当て、3節の賞与引当金繰入額、従来は賞与支給額において賞与支給額を費用計上いたしていましたが、地方公営企業会計の改正によりまして、賞与引当金で計上することになりました。これらにつきましては、平成27年6月の賞与支給分において負担すべき費用、つまり平成26年12月から平成27年3月分までの対応する分を賞与引当金繰入額といたしまして費用計上することになりました。配水及び給水費、受託工事費及び総係費も同様でございます。6節の法定福利費合わせまして2,813万9,000円でございます。また、4節の賃金につきましては、臨時雇用職員1名分の賃金といたしまして209万8,000円でございます。5節の報酬につきまし

ては、浄水場の施設管理に係ります嘱託員1名分の報酬で、278万6,000円でございます。

めくっていただきまして、30ページをお願いいたします。18節の委託料でございます。2,819万円でございます。原水・浄水の水質検査及び薬品注入設備あるいは計装設備などの浄水設備の保守点検などの委託料でございます。20節の賃借料は613万1,000円でございます。原水取水施設の施設用地及び各取水地等の賃借料でございます。25節の動力費では3,600万円でございます。原水取水に係りますポンプなどの動力費でございます。26節の薬品費は1,099万4,000円でございます。原水のろ過にかかります次亜塩素、PACなどの医薬品購入費でございます。31節の負担金では1,767万5,000円ございまして、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節の受水費では1億5,123万円ございまして、県水と自己水の受水費でございます。

次に、2目の配水及び給水費では2,790万6,000円でございます。主なものといたしましては、職員2名の人件費で、1節の給料、2節の手当て、3節の賞与引当金繰入額、31ページに移りまして、6節の法定福利費合わせまして1,050万5,000円となっております。18節の委託料では270万8,000円でございます。検査満了に伴います量水器の取替委託料などがございます。21節の修繕費は1,200万円でございます。給配水管などの修繕費でございます。

次に、3目の受託工事費では2,026万3,000円ございまして、主なものといたしましては、職員1名分の人件費で552万4,000円となっております。めくっていただきまして32ページをお願いいたします。35節の工事請負費では1,460万円でございます。開発工事並びに消火栓等に係ります工事費でございます。

次に、4目の総係費でございますが、8,413万6,000円でございます。主なものといたしまして、職員5名分の人件費で、1節の給料、2節の手当て、3節の賞与引当金繰入額、6節の法定福利費を合わせまして4,022万8,000円でございます。4節の賃金は274万7,000円で、臨時雇用職員2名分の賃金でございます。5節の報償は599万1,000円で、水道事業運営委員並びに嘱託職員2名分の報酬でございます。33ページに移りまして、14節の光熱水費は680万7,000円で、竹内と新庄浄水場並びに竹内浄水場管理棟の電気料金などがございます。18節の委託料は1,418万5,000円でございます。電算システムの保守点検と検針業務などの説明欄に記載の委託料でございます。38節貸倒引当金繰入額162万円でございます。これにつきましては、水道料金等の未収金の将来の貸し倒れに備えて設定する引当金のことでございます。地方公営企業会計の改正によりまして、取立不能の見込み額を費用として、貸倒引当金を企業計上することになりました。

続きまして、5目の減価償却費では2億1,862万円でございます。説明欄に記載のとおり、建物、構築物あるいは機械、技術資産などの有形固定資産の減価償却費でございます。従来、工事負担金及び国庫補助金等を財源とする固定資産につきましては、その財源部分については償却していませんでしたが、みなし償却制度、地方公営企業会計の改正によりまして、みなし償却制度を廃止、その財源部分についても償却することになりましたので、減価償却費、リース資産を除いて3,770万円が増加しております。また、リース資産の減価償却費につきましては、従来、収益的支出の賃借料として計上していましたが、地方公営企業会計の改正

によりまして、リース会計を行っており、所有権移転とした分については、固定資産計上していますので、新規計上として535万円となり、減価償却費全体として4,622万円の増加となっております。

めくっていただきまして、34ページをお願いいたします。

6目の資産減耗費でございます。368万円でございます。有形固定資産の除却費及びたな卸資産減耗費でございます。7目のその他営業費用は64万4,000円でございます、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2項の営業外費用につきまして、4,008万8,000円でございます。1目の支払利息及び企業債取扱諸費では、2,408万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構への企業債利息でございます。次に、2目の雑支出につきましては、30万円でございます。3目の消費税及び地方消費税につきましては、1,570万8,000円でございます。

続きまして、3項の特別損失につきましては、2,036万円でございます。3目の過年度損益修正損では200万円でございます。無断転出等による料金徴収不能分でございます。4目のその他特別損失につきましては、1,836万円で、これにつきましては、地方公営企業会計の改正によりまして、貸倒引当金と賞与引当金を計上しておりますが、平成25年度末における未収金に対する貸倒引当金1,311万円と、平成26年6月分賞与支給のうち、平成25年度に負担すべき賞与引当金525万円は、過年度の費用であることから、その他特別損失として計上しております。

35ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

まず、資本的収入といたしましては、1款資本的収入は200万円でございます。4項の負担金その他諸収入といたしまして、工事負担金でございます。給水分担金につきましては、平成25年度では、資本的収入及び負担金その他諸収入に計上しておりましたが、地方公営企業会計の改正に伴いまして、固定資産とひもづけできない分については、収益的収入のその営業収益として計上することになりました。大幅な減額となっております。

めくっていただきまして、36ページをお開きください。

資本的支出でございます。1款資本的支出につきましては、3億5,009万円でございます。内訳といたしまして、1項の建設改良費では、2億7,984万円でございます。うち、1目の浄水設備費では8,430万円でございます。新庄浄水場急速ろ過器取りかえ工事、兵家浄水場急速ろ過器入れかえ工事など、また、施設整備設計委託料でございます。

続きまして、2目の配水設備費では、1億7,440万円でございます。配水管の新設及び布設がえ等に伴います設計委託料あるいは工事請負費でございます。

4目の固定資産購入費では、804万円でございます。量水器の購入、車両の購入並びに器具備品購入等でございます。

5目のリース債務支払額では、1,310万円で、これにつきましては、従来収益的支出の賃借料として計上しておりましたが、地方公営企業会計の改正によりまして、リース会計を行っており、平成26年度より資本的支出のリースの債務支払い分として新規計上することになりました。

続きまして、2項の企業債償還金は7,025万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構に対します元金償還金でございます。

最後に2ページにお戻り願いたいと思います。

第4項の括弧書きの資本的収入が資本的支出に対し、不足する額3億4,809万円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものとしたしております。また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費と定めております。

ページを移りまして、第6条では、たな卸資産の購入限度額は434万2,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

赤井委員。

赤井委員 34ページ、過年度損益の修正損ですけれども、これ、料金徴収不納分となっておりますけれども、これの内訳について教えてください。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松です。どうぞよろしく申し上げます。過年損益修正損の200万円でございますけれども、これにつきましては、平成26年度予算といたしましては、水道料金の未収金のうちの水道メーターを今停止中、休止いたしております約691万円の債権の方から、料金徴収不能として200万円ということで予定しております。

以上です。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 何件ですか。1件ですか。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 件数は303世帯を予定しております。

以上です。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 この中で、まず例えばどうしても行方がわからないとか、いろんな事情があると思うんですけど、それについてのこういう方法とか、いろんな方法があると思うんですけど、それをちょっと教えてください。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 平成26年度は、この200万円でございますけれども、平成24年度決算におきましては、91世帯の388件で、合計は171万4,200円を出させていただきました。これにつきましては、破産という理由と、破産は5名で44件、28万9,400円、また居所不明、行方不明ということで、どうしても宛先がわからないということで、どうしてもその取り立てができないということで、86名、344件、142万4,800円ということで出させていただきましたので、この200万円という中でも、やはり破産とか居所不明、どうしても見つからない方についてはいたし方

ないなということで200万円計上させていただきました。

以上です。

朝岡委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 吉川部長並びに川松課長の方から説明なり、答弁がなされております。厚生文教常任委員会において、条例改正がなされ、このみなし償却の廃止によって、これまで工事のこの分担金、あるいは国庫補助事業として施行された事業について、これまでは償却をしてこなかった、そういう部分があるということが説明をされました。これらについては、その事業を実施した当初から、減価償却を耐用年数に伴って償却をしなければならないというふうになるんですね。先ほど吉川部長の説明では、33ページの5目の減価償却費の中で、3,770万円、常任委員会では3,700万円から4,000万円と、こういうふうになってますが、3,770万円が償却する、こういうことであります。

償却をしなければならない建物や構築物や機械設備等、どの程度あるのかということと、それぞれ耐用年数等によって償却年数が変わってくるのでありますけども、ちょっとわかりにくいので、今後、工事がやってる時期が違うわけやから、これはもう償却の期間が少ないと早く終わっちゃいますし、長いやつはどんどんいかなあかんということになるんですが、大体のところ、今回初めて3,770万円というのが出ましたが、これが大体ピーク、この額がずっと大体続いて、これがだんだん減ってくるのじゃないか、こういうふうを考えるわけですが、そういう認識でよいのかということも含めてご説明をいただきたい、このように思います。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松です。みなし償却でございますけども、主に當麻の方でみなし償却をいたしておりました。国・県補助金のみなし償却では、建物が960万6,602円で2件、また構築物といたしましては、9,697万3,804円で8件、機械装置でありましたら、3,954万8,070円で7件、小計で1億4,612万8,476円で17件であります。また、工事負担金としてのみなし償却でございますけども、これにつきましては、構築物といたしましては14億8,580万8,026円、これが336件、機械装置で22万円、1件、小計で工事負担金におきましては14億8,602万8,026円でございます。合計では、建物では960万6,602円で2件、構築物では15億8,278万1,830円で、344件、機械装置3,976万8,070円、8件、合計では354件の16億3,215万6,502円でございます。これにつきましては、来年度でございますけども、予算では、建物では25万円、構築物では3,540万円、機械装置でありましたら205万円、計3,770万円の減価償却ということになっております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 旧新庄については、工事負担金並びに国・県の補助金については、減価償却については実施をしてきたわけでありまして、みなし償却にかかわらず、やってきたということですのでけれども、そういう形で、収益的収支において3,770万円が増加するということでの、平成26年度

における収支の見込みというものがどの程度になるのか、これはやってみなわからないわけですが、平成25年度ベースで見ていただいてもどの程度になるか、ちょっとわかりませんか。平成26年度ベースでなかったら、平成24年度ベースでもいいですから、決算ベースでもいいから。ちょっとわかりやすくね、想像してるんですけども、ちょっとわからないので。

朝岡委員長 はい。

福森水道課長補佐 上下水道部水道課の福森です。よろしくお願いいたします。先ほどの白石委員の質問にお答えいたします。平成24年度では、4,700万円の純利益を出しております。平成25年度の見込みといたしましては、先ほども下水道課でおっしゃられたシャープの使用量の減によりまして、当初の10分の1、今年度でしたら、年間で約7万トン、ピーク時でしたら多分70から80万トンあったものが、今年度の利益につきましては7万トンのその影響を受けまして、一応黒字の決算見込みとしては1,000万円程度を見込んでおります。

平成26年度の収支予算につきましては、一応給水原価で供給単価で約1円ちょっと切るぐらいですけども、先ほど上下水道部長から説明させていただいたように、長期前基金戻入という形の、これがありまして、これにつきましては、先ほども部長が説明いたしましたとおり、みなし償却でいけたその16億円の分を減価償却と同じように、これも大体構築物で40年耐用年数ですので、それを周期化するというので、一応1億2,300万円を見込んでますけど、これにつきましては減価償却費と同一でございまして、現金がそのまま入ってくるわけではございませんので、供給単価が1円ぐらいいしかわりませんので、経営的にはかなり厳しいと思います。収益的には、この制度改正によりまして1億2,000万円ぐらいの純利益を見込んでおりますが、経営的にはシャープの大口利用者の影響によりまして、かなりの厳しい経営状況に今後も響くと思っております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 常任委員会に提案され、説明をされた条例改正以外に、公営企業法の改正が数点にわたって行われているという形で、平成26年度については、その改正が反映をされているというふうに思います。

これから、改正が基本的には企業会計により近づけていくということであると思っておりますけども、それはそれとして、私もその方がいいのではないかというふうに思いますけども、常任委員会でも言いましたように、水道事業というのは、これは基本的に水道法に基づいて、清浄で豊富、低廉な水を市民の皆さんに提供していく、こういう事業でありますし、非常に上水を提供するということになれば、莫大な資本と構築物、機械の方が要るわけで、これは、実際に民間企業が参入して利益を確保する、そういう事業ではない、いわゆる不採算領域にある事業として位置づけられているということですし、また、水道事業が開始された当時は、それこそ水道使ってくださいという形で営業しなければ、この普及が進まなかったわけですね。ところが現在は、もうほぼ100%近い普及率になってきている。こういう事業になってきていますので、やはり施設設備の構築のための原資というものは、やはり企業債だけではなくて、やはり一般会計等を含め、この財も投資していくということが、当然のことになっ

てきてるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、今後、これらの改正が、地方自治体が経営する企業として、本当にこのメリットがあるのか、いやいや、デメリットがあるということを十分議論して、よりよい経営に生かしていきたいというふうに思っています。よろしく願いしていきたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 日々おいしいお水をありがとうございます。31ページ、修繕費、21節ですが、配管、前にも若干聞かせていただきました。配管が古くなってるよと。たくさん消火栓、ぱっと使ったときとか、濁った水とか出るということで、以前にも、消火栓をさわるときには気をつけてくださいねということで聞いた覚えがございます。給水管を逐次入れかえられてるというふうに思うんですけども、まず、先ほどの資産のところには、この給水管、非常にたくさんの管が入ってますけども、これは資産には含まれないということでいいんですかね。まず、それを1点。

それから、古いのを取りかえると、これはエンドレスでずっと続くのか、ある一定のうめどがついてますよと、古い昭和20年代のやつはもうほぼ終わりましたとか、何かそういうのがめどがわかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 今、ご質問の給水管でございますけど、給水管は資産には入っておりません。配水管は入っておりますけども。

配水管の入れかえでございますけども、これにつきましても、やはりまだ老朽管ということでの石綿管等がございますして、また當麻、新庄周辺についても、旧のビニールパイプというのが現存して、私のところ、マッピングでつかんでおりますので、それにつきましては、やはり法定耐用年数は40年でありますけども、それにあげての多発する漏水に対応するために、やはり入れかえを促進していきたいと思っております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 その改善率とか普及率とか、率でわかりましたら、もう8割、9割まで、もう大方済んでますよとか、見えますかね、この辺。

朝岡委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松です。お願いします。

塩化ビニル管では111キロ、ダクタイル鑄鉄管では92キロ、鑄鉄管では17キロ、鋼管では3キロ、石綿管は0.7ということで700メートルを切っておりますけども、一応ポリエチレン管4キロということで、平成24年度末でございますけども、約227キロメートルほど総延長がございますして、そのうちの、今、石綿管でございますけども、石綿管は約500メートルございます。残りが598.8メートルが、今つかんでおる石綿管の延長でございます。この3月15日現在で598.8メートル、石綿管が残ってますので、これについては、特に来年度、平成

26年度、早急にかえさせていただくということで予定いたしております。

35年以上の布設管につきましては、47.628キロメートル、30年以上は84.228キロメートルありますので、これにつきましても漏水等の多発する地域を見ながらも、変更をさせていただきます。また、配水管改良といたしましては、水圧の不足しているところについても、やはり大字等の要望等もありますので、また市民からも要望等をお聞きしながら、管理者、理事者側と協議いたしながらかえさせていただくということでお願いいたしております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。あと500メートル、もう早く改善していただけたら、もう安心して、そういう石綿をかえるということをお聞きしましたら安心をいたしました。35年、要するに40年以内というのが、5年間で48キロ、あと、次の工事であると、次に入ると、こういうことですね。わかりました。大体もうそろてるということを確認させていただきました。ありがとうございました。

終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論も終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第21号議案につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出がありましたら、許可をいたしますが、ありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようございましたら、委員外議員さんの発言を終結いたします。

3月17日月曜日から、延べ4日間にかけて慎重にご審議をいただいて、全ての議案が議決をさせていただきました。委員の皆様には、限られた時間ではございましたが、委員会運営にご協力をいただきまして、円滑に議案が議論いただきましたことを心から御礼を申し上げるところでございます。

今後、この委員会ですまざまなご議論がございましたことを、また今後の説明責任として議会活動に活かしていただければと、このように思っております。また、理事者初め行政当局におかれましては、この委員会ですまざまな意見、提言等がございました。今後の平成26

年度予算につきましては、慎重にまたそのことも検討していただきながら、市民生活を向上していただけますよう、心からよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 朝 岡 佐一郎